

相続税・贈与税

住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠等の拡大・延長①

ポイント

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税限度額が拡大され、適用期限が延長されます。

改正内容

(1) 贈与税の非課税限度額の拡大・適用期限の延長

- ① 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の非課税限度額が拡大され、適用期限が平成31年6月30日まで延長されます。
- ② 贈与をした日ではなく、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期およびその対価の額等の消費税率により、非課税限度額が異なります。

| 制度 | 消費税等の税率※1 | 住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間 | 非課税限度額 | |
|------------------------------------|-----------|---------------------|------------|------------|
| | | | 良質な住宅用家屋※2 | 左記以外の住宅用家屋 |
| 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置 | 10% | 平成28年10月～平成29年9月 | 3,000万円 | 2,500万円 |
| | | 平成29年10月～平成30年9月 | 1,500万円 | 1,000万円 |
| | | 平成30年10月～平成31年6月 | 1,200万円 | 700万円 |
| | 10%以外 | ～平成27年12月 | 1,500万円 | 1,000万円 |
| | | 平成28年1月～平成29年9月 | 1,200万円 | 700万円 |
| | | 平成29年10月～平成30年9月 | 1,000万円 | 500万円 |
| | | 平成30年10月～平成31年6月 | 800万円 | 300万円 |
| 東日本大震災の被災者が贈与を受けた住宅取得等資金の贈与税の非課税措置 | 10% | 平成28年10月～平成29年9月 | 3,000万円 | 2,500万円 |
| | | 平成29年10月～平成31年6月 | 1,500万円 | 1,000万円 |
| | 10%以外 | ～平成31年6月 | 1,500万円 | 1,000万円 |

※1 「消費税等の税率」は、住宅用家屋の取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率をいいます。

※2 「良質な住宅用家屋」は、省エネルギー対策等級4（平成27年4月以降は断熱等性能等級4）または耐震等級2以上もしくは免震建築物に該当する住宅用家屋をいいます。

適用時期

平成27年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用（平成31年6月30日まで延長）

住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠等の拡大・延長②

ポイント

特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例について、適用対象となる増改築等の範囲が拡大された上、適用期限が延長されます。

改正内容

(2) 対象となる家屋の拡大

- ① 良質な住宅用家屋の範囲に、一次エネルギー消費量等級4以上に該当する住宅用家屋および高齢者等配慮対策等級3以上に該当する住宅用家屋が加えられます。
- ② 適用対象となる増改築等の範囲に、一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事および給排水管または雨水の浸入を防止する部分に係る工事が加えられます。
- ③ 平成28年9月以前に契約を締結した住宅用家屋について、「住宅用家屋の取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が10%以外」の非課税限度額の適用を受けた者であっても、消費税等の税率が10%の場合の非課税限度額を適用できることとされます。

(3) 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例

- ① 適用期限が平成31年6月30日まで延長されます。
- ② 適用対象となる増改築等の範囲に、一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事および給排水管または雨水の浸入を防止する部分に係る工事が加えられます。

贈与を受けた金銭が一定の住宅取得等資金である場合は、贈与者の年齢制限はなし



適用時期

平成27年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用
(平成31年6月30日まで延長)

住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠等の拡大・延長③

改正内容

【消費税等の税率※が10%である場合】

※消費税等の税率は、住宅用家屋の取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率をいいます。

(単位：万円)

| 住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間 | | 暦年課税 | | | 相続時精算課税 | | |
|-------------------------|----------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | | 平成28年10月 ～平成29年9月 | 平成29年10月 ～平成30年9月 | 平成30年10月 ～平成31年6月 | 平成28年10月 ～平成29年9月 | 平成29年10月 ～平成30年9月 | 平成30年10月 ～平成31年6月 |
| 良質な住宅用家屋 | 基礎控除/一般枠 | 110 | 110 | 110 | 2,500 | 2,500 | 2,500 |
| | 非課税枠 | 3,000 | 1,500 | 1,200 | 3,000 | 1,500 | 1,200 |
| | 合計 | 3,110 | 1,610 | 1,310 | 5,500 | 4,000 | 3,700 |
| 上記以外の住宅用家屋 | 基礎控除/一般枠 | 110 | 110 | 110 | 2,500 | 2,500 | 2,500 |
| | 非課税枠 | 2,500 | 1,000 | 700 | 2,500 | 1,000 | 700 |
| | 合計 | 2,610 | 1,110 | 810 | 5,000 | 3,500 | 3,200 |

— 具体例 —

贈与日 平成28年9月
 請負契約締結日 平成28年10月
 贈与金額 5,000万円
 取得住宅 良質な住宅用家屋

贈与者



父



受贈者



長男



暦年課税を選択した場合

5,000万円 - 110万円 - 3,000万円 = 1,890万円
 1,890万円 × 45% - 265万円 = 585.5万円
 ⇒ 贈与税の納税額 585.5万円

相続時精算課税を選択した場合

5,000万円 - 2,500万円 - 2,500万円 = 0万円
 (3,000万円の非課税限度額のうち、2,500万円を使用)
 ⇒ 贈与税の納税額 0円

※相続時精算課税制度の適用については、一定の要件を満たす必要があります。
 この特例を受けるためには、届出書の提出及び贈与税の確定申告が必要となります。

住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠等の拡大・延長④

改正内容

【消費税等の税率※が10%以外の場合】

※消費税等の税率は、住宅用家屋の取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率をいいます。

(単位：万円)

| 住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間 | | 暦年課税 | | | | 相続時精算課税 | | | |
|-------------------------|----------|---------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | | ～平成27年 12月 | 平成28年1 月～平成29 年9月 | 平成29年10 月～平成30 年9月 | 平成30年10 月～平成31 年6月 | ～平成27年 12月 | 平成28年1 月～平成29 年9月 | 平成29年10 月～平成30 年9月 | 平成30年10 月～平成31 年6月 |
| 良質な住宅用家屋 | 基礎控除/一般枠 | 110 | 110 | 110 | 110 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 2,500 |
| | 非課税枠 | 1,500 | 1,200 | 1,000 | 800 | 1,500 | 1,200 | 1,000 | 800 |
| | 合計 | 1,610 | 1,310 | 1,110 | 910 | 4,000 | 3,700 | 3,500 | 3,300 |
| 上記以外の住宅用 家屋 | 基礎控除/一般枠 | 110 | 110 | 110 | 110 | 2,500 | 2,500 | 2,500 | 2,500 |
| | 非課税枠 | 1,000 | 700 | 500 | 300 | 1,000 | 700 | 500 | 300 |
| | 合計 | 1,110 | 810 | 610 | 410 | 3,500 | 3,200 | 3,000 | 2,800 |

— 具体例 —

贈与日 平成28年9月
請負契約締結日 平成28年10月
贈与金額 5,000万円
取得住宅 良質な住宅用家屋

贈与者



父



受贈者



長男



暦年課税を選択した場合

5,000万円 - 110万円 - 1,200万円 = 3,690万円
3,690万円 × 50% - 415万円 = 1,430万円
⇒ 贈与税の納税額 1,430万円

相続時精算課税を選択した場合

5,000万円 - 2,500万円 - 1,200万円 = 1,300万円
1,300万円 × 20% (一律) = 260万円
⇒ 贈与税の納税額 260万円 (=相続税の前払い)

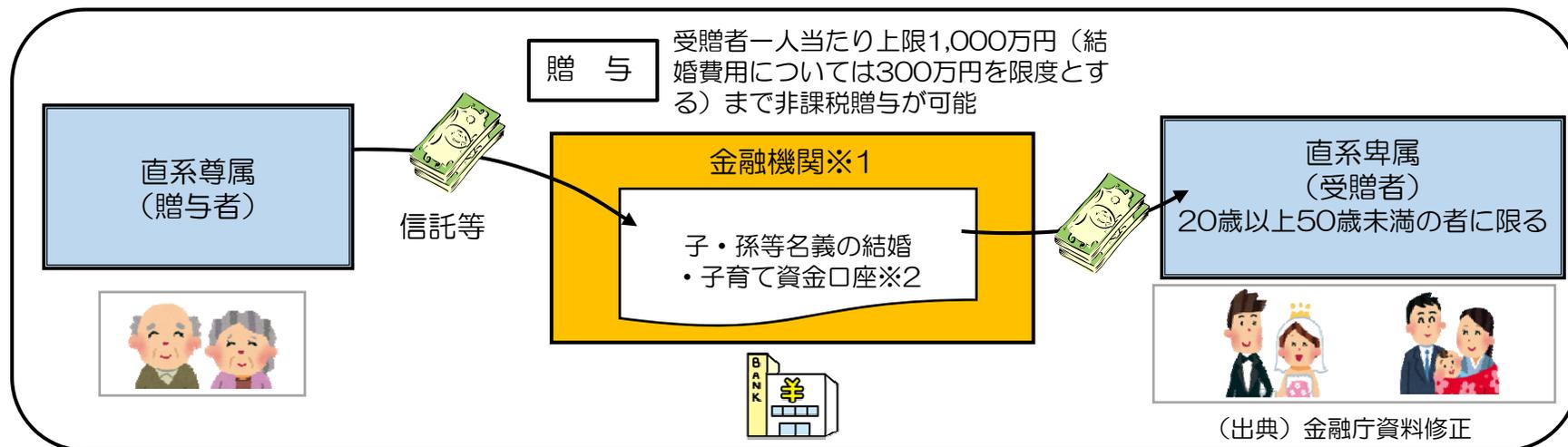
※相続時精算課税制度の適用については、一定の要件を満たす必要があります。
この特例を受けるためには、届出書の提出及び贈与税の確定申告が必要となります。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置①

ポイント

高齢者から若年層への資産の移転により経済的不安を解消し、結婚・出産を後押しすることで少子化対策に資するため、結婚・子育て資金一括贈与を1,000万円まで非課税とする制度が創設されます。

改正内容



※1金融機関（信託会社（信託銀行を含む）、銀行等および金融商品取引業者（第一種金融商品取引業をおこなう者に限る））

※2結婚・子育て資金とは、内閣総理大臣が定める次に掲げる費用に充てるための金銭をいいます。

- ①結婚に際して支出する婚礼（結婚披露を含む）に要する費用、住居に要する費用および引越に要する費用のうち一定のもの
- ②妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費および子の保育料のうち一定のもの

適用時期

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものについて適用

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置②

改正内容

(1) 申告

受贈者は、本特例の適用を受けようとする旨等を記載した非課税申告書を金融機関を経由し、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

(2) 払出し確認等

受贈者は、払い出した金銭を結婚・子育て資金の支払に充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければなりません。金融機関は、提出された書類により払い出された金銭が結婚・子育て資金の支払に充当されたことを確認し、その確認した金額を記録するとともに、その書類および記録を結婚・子育て資金管理契約の終了の日の翌年3月15日後6年を経過する日まで保存しなければなりません。

(3) 終了

①結婚・子育て資金管理契約の終了

- イ) 受贈者が50歳に達した場合
- ロ) 受贈者が死亡した場合
- ハ) 信託財産等の価額が零となった場合において終了の合意があったとき

②終了時の取扱い

イ) 調書の提出

金融機関は、本特例の適用を受けて信託等がされた金銭等の合計金額（以下「非課税拠出額」という）および結婚・子育て資金管理契約の期間中に結婚・子育て資金として払い出した金額の合計金額（結婚に際して支出する費用については300万円を限度とする。以下「結婚・子育て資金支出額」という）その他の事項を記載した調書を受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

ロ) 残額の取扱い

上記①イ又はハに該当したことにより、結婚・子育て資金管理契約が終了した場合に、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、これらの事由に該当した日に贈与があったものとして贈与税が課税されます。なお①ロにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、贈与税は課されません。

③期間中に贈与者が死亡した場合の取扱い

非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算されます。この場合において、その残額に対応する相続税額については相続税額の2割加算の対象とされません。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

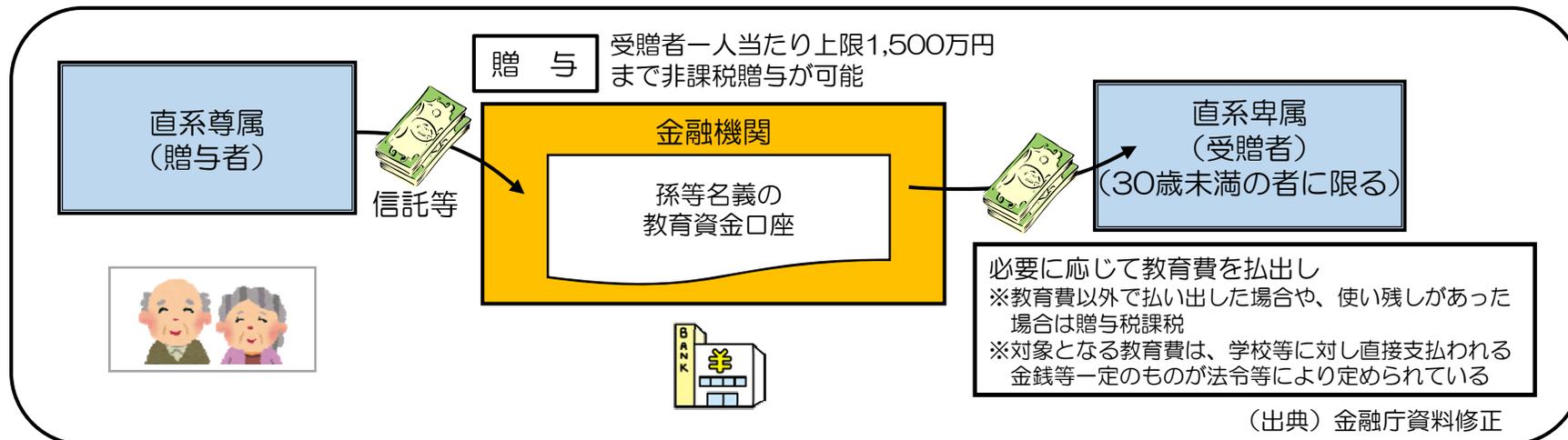
ポイント

直系尊属から教育資金一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、一部見直しがおこなわれた上で、適用期限が延長されます。

改正内容

1. 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長

直系尊属から教育資金一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が平成31年3月31日まで延長されます。



2. 教育資金一括贈与に係る見直し

(1) 教育資金の用途の範囲の拡大

特例の対象となる教育資金の用途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等が加えられます。

(2) 領収書等の提出

次の①かつ②の要件を満たす領収書等については、その領収書等に代えて支払先、支払金額等の明細を記載した書類を金融機関に提出することができるようになります。

- ①領収書等に記載された金額が1万円以下であるもの
- ②その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのもの

適用時期

平成31年3月31日まで延長

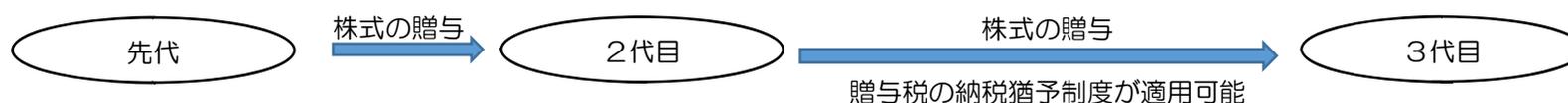
2 (2) は平成28年1月1日以後に提出する書類について適用

その他の相続税・贈与税の改正

改正内容

1. 非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の拡充

事業承継の一層の円滑化を図るため、贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者（2代目）が、一定の要件の下で3代目に対する株式の再贈与を行う場合に、2代目に贈与税の納税義務が生じないよう制度の拡充が図られます。

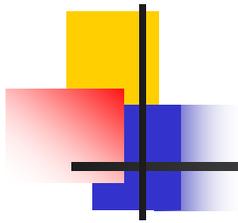


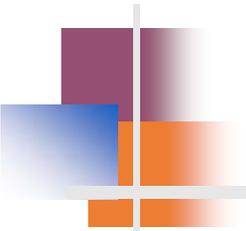
(出典：経済産業省)

- (1) 経営贈与承継期間（※1）経過後に、経営承継受贈者が後継者へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合において、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る猶予税額が免除されます。
 - (2) 経営贈与承継期間内に、経営承継受贈者が後継者へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合（身体障害等のやむを得ない理由により当該経営承継受贈者が認定贈与承継会社の代表者でなくなった場合に限る）において、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る猶予税額が免除されます（相続税の納税猶予制度についても同様とされます）。
 - (3) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の改正を前提に、認定承継会社等に係る認定事務が経済産業局から都道府県に移譲されることに伴う所要の措置が講じられます。
- ※1 経営贈与承継期間とは、贈与税の申告期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間等をいいます。

上記（1）から（3）の適用時期については、現時点のところ明らかになっていません。

2. 小規模企業共済法の改正を前提に、小規模企業共済制度の受給権者に追加される者が支給を受ける一時金について、相続税法上のみなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とするとともに、法定相続人1人当たり500万円までの非課税制度の対象とされます。





個人所得課稅

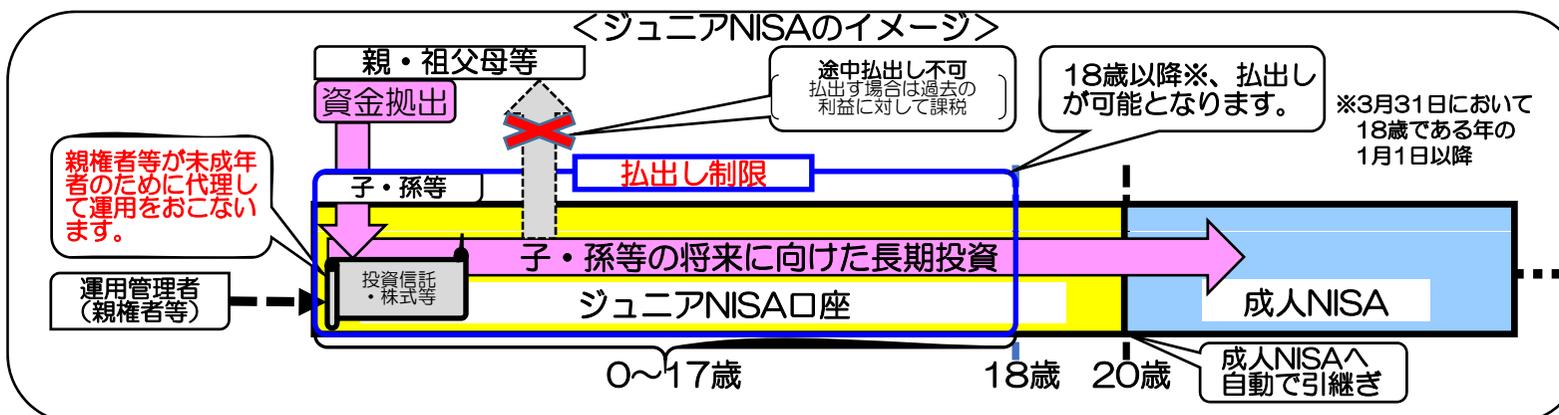
ジュニアNISAの創設

ポイント

未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等が非課税となるジュニアNISAが創設されます。

改正内容

| 項目 | 摘要 |
|-----------|--|
| 制度を利用可能な者 | 0歳～19歳の居住者等 |
| 年間投資上限額 | 80万円 |
| 非課税対象 | 上場株式等に係る配当等および譲渡所得等 |
| 投資可能期間 | 平成28年から平成35年まで（平成36年から平成40年まで、口座開設者がその年1月1日において20歳未満である年については、継続管理勘定として継続可能） |
| 非課税期間 | 投資した年から最長5年間 |
| 運用管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用を行うこととなります ・18歳まで払出し制限が課されます ※災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能となります |



(出典) 金融庁

適用時期

平成28年1月から口座開設の申し込みがされ、同年4月から口座に受けいれる上場株式等について適用

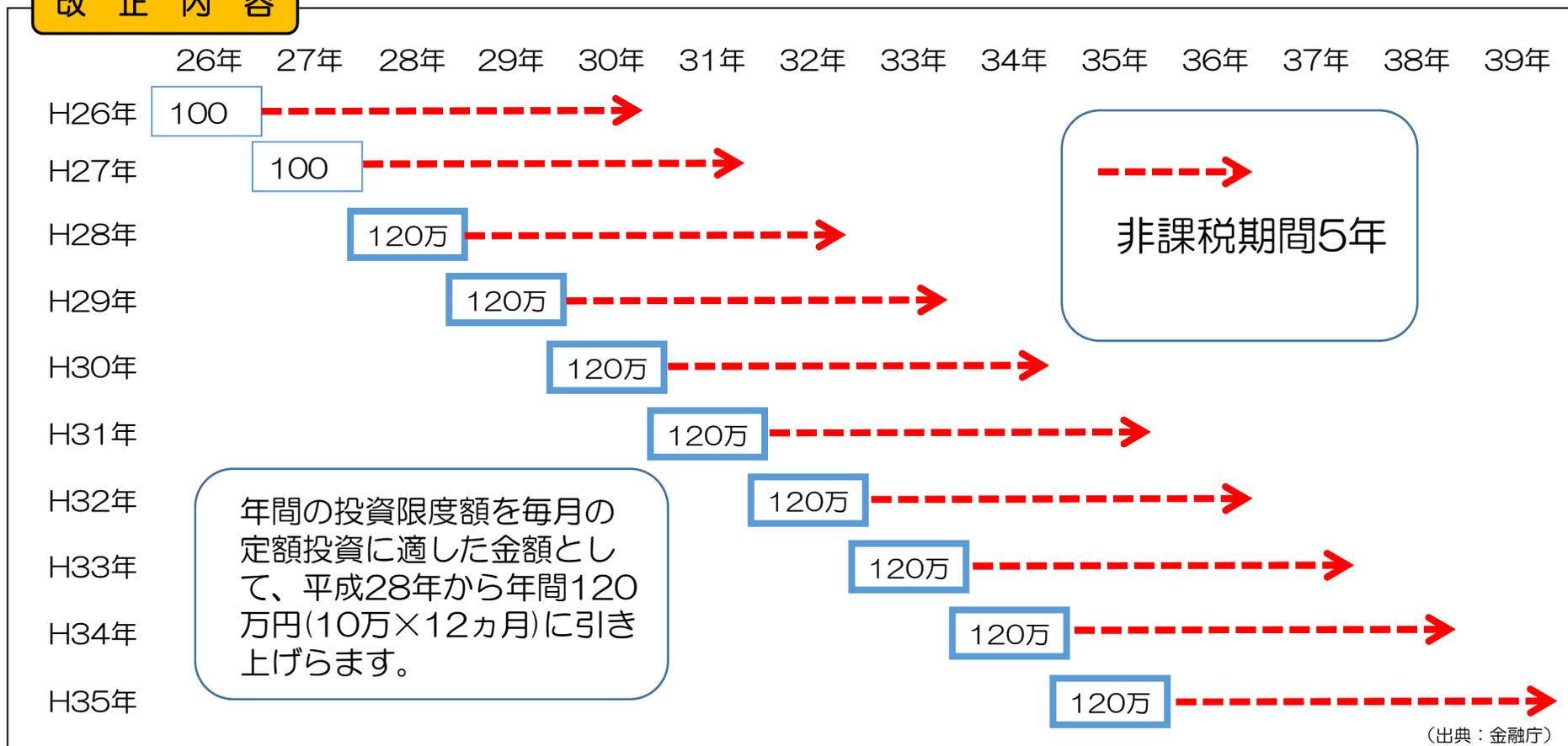
NISAの拡充

ポイント

NISAについて、非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額が、現行の年100万円から年120万円に引き上げられます。

(NISA…非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置)

改正内容



適用時期

平成28年分以後の非課税管理勘定について適用

エンジェル税制の適用対象となる株式会社の範囲の拡充等（所得税）

ポイント

国家戦略特別区域法の改正を前提に、エンジェル税制（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の適用対象となる株式会社の範囲に、一定の要件を満たす株式会社が加えられます。

改正内容

国家戦略特別区域法の改正を前提に、エンジェル税制の適用対象となる株式会社の範囲に、認定区域計画に定められている事業を実施する株式会社で一定の要件を満たすことにつき国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けたものが加えられます。

| 対象となる株式会社 | 対象期間等 | 適用対象となる要件の種類 | 適用対象となるために満たすべき要件 |
|--|-------------------------|--|-------------------|
| 中小企業者である ● 一定の医療技術研究開発会社等 ● 一定の農林水産物生産技術研究開発会社等 ● 一定の特例農業法人 | 設立後1年未満かつ最初の事業年度に属している | ①研究者数等要件 ②事業計画要件 ③特区事業費要件 ④営業利益率要件 ⑤新事業活動従事者数要件 ⑥試験研究費等要件 ⑦売上高成長率25%超 ⑧設立時従業員数要件 ⑨従業員数増加要件 | ①+② |
| | 設立後1年未満かつ最初の事業年度が終了している | | ①+③+④ |
| | 設立後1年以上2年未満 | | ③+④+（⑤OR⑥） |
| | 設立後2年以上5年未満 | | ③+④+（⑥OR⑦） |
| 小規模企業者である一定の要件を満たす雇用の創出に資する事業を営む会社 | 設立後1年未満かつ最初の事業年度に属している | | ①+②+⑧ |
| | 設立後1年未満かつ最初の事業年度が終了している | | ①+③+④+⑧ |
| | 設立後1年以上2年未満 | | ③+④+⑧+⑨+（⑤OR⑥） |
| | 設立後2年以上3年未満 | | ③+④+⑧+⑨+（⑥OR⑦） |

適用時期

国家戦略特別区域法の一部改正法の施行の日から平成30年3月31日までの間に払込みにより取得をする株式について適用

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設①

ポイント

居住者が含み益のある有価証券等を保有している場合に、海外移住による租税回避行為を防止するため、**国外転出時に有価証券等の含み益に所得税課税される制度が創設されます。**

改正内容

| | | | |
|---|-------|--|--|
| 1 | 所得の計算 | <p>国外転出をする居住者が、有価証券等（※1）または未決済デリバティブ取引等（※2）を有する場合には、国外転出時に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額により、有価証券等の譲渡または未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして、譲渡所得等の金額（※3）を計算することになります。</p> <p>※1 所得税法に規定する有価証券もしくは匿名組合契約の出資持分 ※2 決済をしていないデリバティブ取引、信用取引もしくは発行日取引 ※3 事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額</p> | |
| | | <p>① 国外転出の日の属する年分の確定申告書の提出時までに納税管理人の届出をした場合</p> | <p>国外転出の時ににおける有価証券等の価額に相当する金額または未決済デリバティブ取引等の決済に係る利益の額もしくは損失の額</p> |
| | | <p>② 上記以外の場合</p> | <p>国外転出の予定日の3月前の日における有価証券等の価額に相当する金額または未決済デリバティブ取引等の決済に係る利益の額もしくは損失の額</p> |
| 2 | 対象者 | <p>以下のいずれの要件も満たす居住者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記1①および②に定める金額の合計額が1億円以上の者 ● 国外転出の日前10年以内に、国内に住所または居所を有していた期間の合計が5年超である者 | |

適用時期

平成27年7月1日以後に国外転出をする場合または同日以後の贈与、相続もしくは遺贈について適用

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設②

改正内容

| | | | | | | | | |
|-------|---|---|------|--|-------|--|------|---|
| 3 | 帰国した場合 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本特例の適用を受けた者が、その国外転出の日から5年を経過する日までに帰国をした場合に、国外転出の時において有していた有価証券等または未決済デリバティブ取引等で国外転出時以後引き続き有していたものについては、本特例による課税を取り消すことができることとなります。 ● 課税の取り消しをおこなう場合は、帰国の日から4月を経過する日までに更正の請求をしなければなりません。 | | | | | | |
| 4 | 更正の期間制限 | <ul style="list-style-type: none"> ● 本特例による所得税（※4）の更正の期間制限が7年（現行5年）となります。 <p>※4 その所得税に係る確定申告書の提出期限までに納税管理人の届出および税務代理権限証書の提出がある場合として定める一定の場合を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記3等による更正の請求があった場合の更正については、更正の請求の基因となった理由が生じた日から3年間とする期間制限の特例の対象となります。 | | | | | | |
| 5 | 納税猶予（※5） | <p>本特例の適用を受けたものが、国外転出の日の属する年分の確定申告書に納税猶予を受けようとする旨の記載をした場合には、国外転出の日の属する年分の所得税のうち本特例により譲渡または決済があったものとされた所得に係る部分については、国外転出の日から5年を経過する日（同日前に帰国をする場合には、同日とその者の帰国の日から4月を経過する日のいずれか早い日）まで、納税が猶予されます。</p> <table border="1" data-bbox="517 1018 1995 1414"> <tr> <td data-bbox="517 1018 651 1126">適用要件</td> <td data-bbox="651 1018 1995 1126">本特例による所得に係る確定申告書の提出期限までに、納税猶予分の所得税額に相当する担保を供し、かつ、納税管理人の届出を提出した場合に適用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1126 651 1219">期限の延長</td> <td data-bbox="651 1126 1995 1219">申請により、国外転出の日から10年を経過する日までとすることができるようになります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1219 651 1414">継続手続</td> <td data-bbox="651 1219 1995 1414"> <ul style="list-style-type: none"> ● 納税猶予を受けている者は、納税猶予の期限までの各年の12月31日（基準日）における納税猶予に係る有価証券等および未決済デリバティブ取引等の所有に関する届出書を、基準日の属する年の翌年3月15日までに、税務署長に提出しなければなりません。 ● 届出書を提出期限までに提出しなかった場合には、その提出期限の翌日から4月を経過する日をもって、納税猶予の期限となります。 </td> </tr> </table> | 適用要件 | 本特例による所得に係る確定申告書の提出期限までに、 納税猶予分の所得税額に相当する担保を供し、かつ、納税管理人の届出を提出した場合 に適用 | 期限の延長 | 申請 により、国外転出の日から10年を経過する日までとすることができるようになります。 | 継続手続 | <ul style="list-style-type: none"> ● 納税猶予を受けている者は、納税猶予の期限までの各年の12月31日（基準日）における納税猶予に係る有価証券等および未決済デリバティブ取引等の所有に関する届出書を、基準日の属する年の翌年3月15日までに、税務署長に提出しなければなりません。 ● 届出書を提出期限までに提出しなかった場合には、その提出期限の翌日から4月を経過する日をもって、納税猶予の期限となります。 |
| 適用要件 | 本特例による所得に係る確定申告書の提出期限までに、 納税猶予分の所得税額に相当する担保を供し、かつ、納税管理人の届出を提出した場合 に適用 | | | | | | | |
| 期限の延長 | 申請 により、国外転出の日から10年を経過する日までとすることができるようになります。 | | | | | | | |
| 継続手続 | <ul style="list-style-type: none"> ● 納税猶予を受けている者は、納税猶予の期限までの各年の12月31日（基準日）における納税猶予に係る有価証券等および未決済デリバティブ取引等の所有に関する届出書を、基準日の属する年の翌年3月15日までに、税務署長に提出しなければなりません。 ● 届出書を提出期限までに提出しなかった場合には、その提出期限の翌日から4月を経過する日をもって、納税猶予の期限となります。 | | | | | | | |

※5 納税猶予の期限の到来により所得税を納付する場合、納税猶予がされた期間に係る利子税を納付する義務が生じます

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設③

改正内容

| | | |
|---|---------------------|--|
| 6 | 納税猶予の期限までに譲渡等があった場合 | 納税猶予を受けている者が、その期限までに本特例の対象となった有価証券等または未決済デリバティブ取引等の譲渡または決済等をした場合には、納税猶予に係る所得税のうち譲渡または決済等があった部分については、その譲渡または決済等があった日から4月を経過する日をもって納税猶予に係る期限となります。 |
| 7 | 納税猶予の期限が到来した場合 | 期限の到来に伴い、納税猶予に係る所得税を納付する場合において、期限が到来した日における有価証券等の価額または未決済デリバティブ取引等の決済による利益の額もしくは損失の額が本特例の対象となった金額を下回るとき（損失の額にあっては上回るとき）は、到来の日から4月を経過する日までに更正の請求をすることにより、国外転出の日の属する年分の所得税額の減額等を行うことができることとなります。 |
| 8 | 相続税等の納税義務の取りい | 上記5の申請により納税猶予の期限を延長した者は、相続税または贈与税の納税義務の判定に際しては、納税猶予がされた期間中は、相続もしくは遺贈または贈与前5年以内のいずれかの時において国内に住所を有していた場合と同様の取扱いとします。 |
| 9 | 相続等により非居住者に移転する場合 | 上記2の対象者が有する有価証券等または未決済デリバティブ取引等が贈与、相続、または遺贈により非居住者に移転した場合には、その時における価額に相当する金額により、譲渡または決済があったものとみなして、譲渡所得等の金額が計算されることとなります。 |

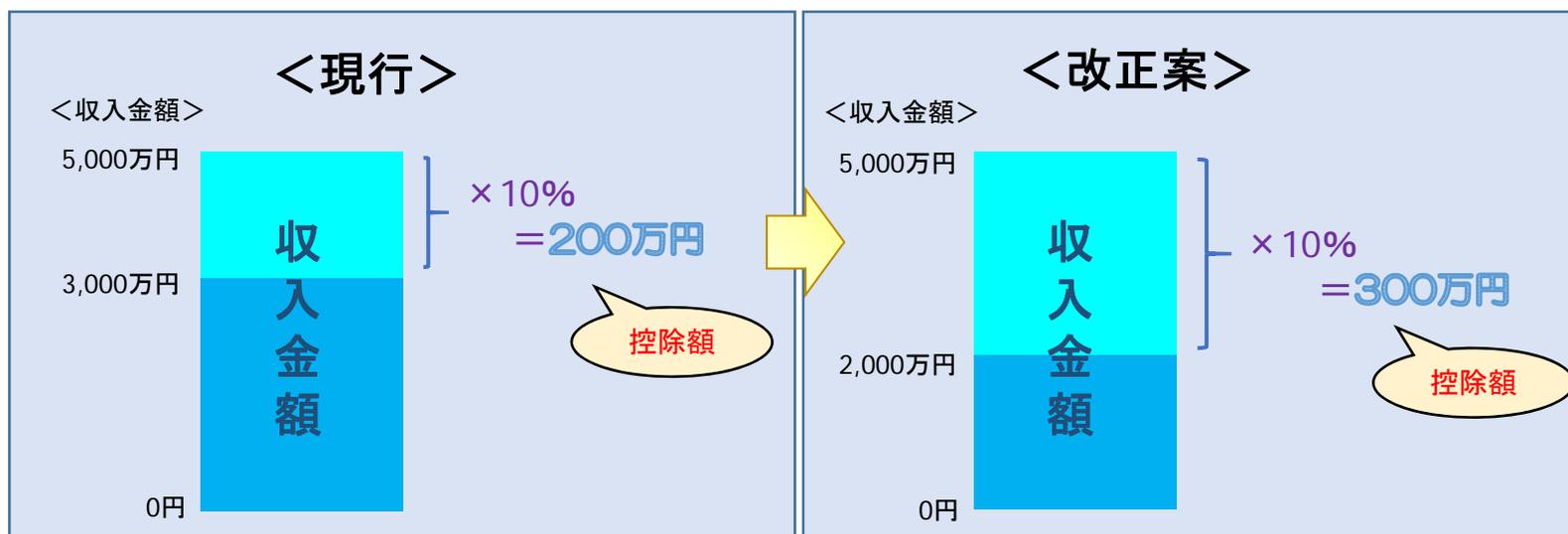
山林所得に係る森林計画特別控除の延長・縮減（所得税・個人住民税）

ポイント

山林所得に係る森林計画特別控除について、控除率10%部分が収入金額が2,000万円を超える部分とされ、その適用期限が3年延長されます。

改正内容

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| 山林所得の収入金額が 3,000万円 を超える者の 3,000万円 を超える部分の特別控除率⇒ 10% | 山林所得の収入金額が 2,000万円 を超える者の 2,000万円 を超える部分の控除率⇒ 10% |



適用時期

平成28年分以後の所得税および平成29年度分以後の個人住民税について適用

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化 (所得税・個人住民税)

ポイント

確定申告等で、非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける場合には、親族関係書類および送金関係書類の添付、または提示が義務化されます。

改正内容

非居住者である親族について、扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、または障害者控除の適用を受ける居住者は、下記の表のように親族関係書類・送金関係書類を提出等しなければならないこととなります。ただし、源泉徴収または年末調整により既に提出や掲示した書類は、確定申告の際には添付や提示は不要となります。

| | 親族関係書類 | | | 送金関係書類 | | |
|------------------|--------|------|------|--------|------|------|
| | 確定申告 | 源泉徴収 | 年末調整 | 確定申告 | 源泉徴収 | 年末調整 |
| 扶養控除、配偶者控除、障害者控除 | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ |
| 配偶者特別控除 | ○ | | ○ | ○ | | ○ |

| | |
|--------|---|
| 親族関係書類 | 次の①または②のいずれかの書類 ① 戸籍の附票の写しその他国または地方公共団体が発行した書類で、その非居住者がその居住者の親族であることを証するものおよびその親族の旅券の写し ② 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類で、その非居住者がその居住者の親族であることを証するもの（その親族の氏名、住所および生年月日の記載があるものに限る） |
| 送金関係書類 | その年における次の①または②の書類で、その非居住者である親族の生活費または教育費に充てるためのその居住者からの支払が、必要の都度、行われたことを明らかにするもの ① 金融機関がおこなう為替取引によりその居住者からその親族へ向けた支払が行われたことを明らかにする書類 ② いわゆるクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したことおよびその商品等の購入代金に相当する額をその居住者から受領したことを明らかにする書類 |

※親族関係書類または送金関係書類が外国語により作成されている場合には、訳文を添付等しなければなりません。

適用時期

平成28年1月1日以後に支払われる給与等および公的年金等、平成28年分以後の所得税、平成29年度分以後の個人住民税について適用

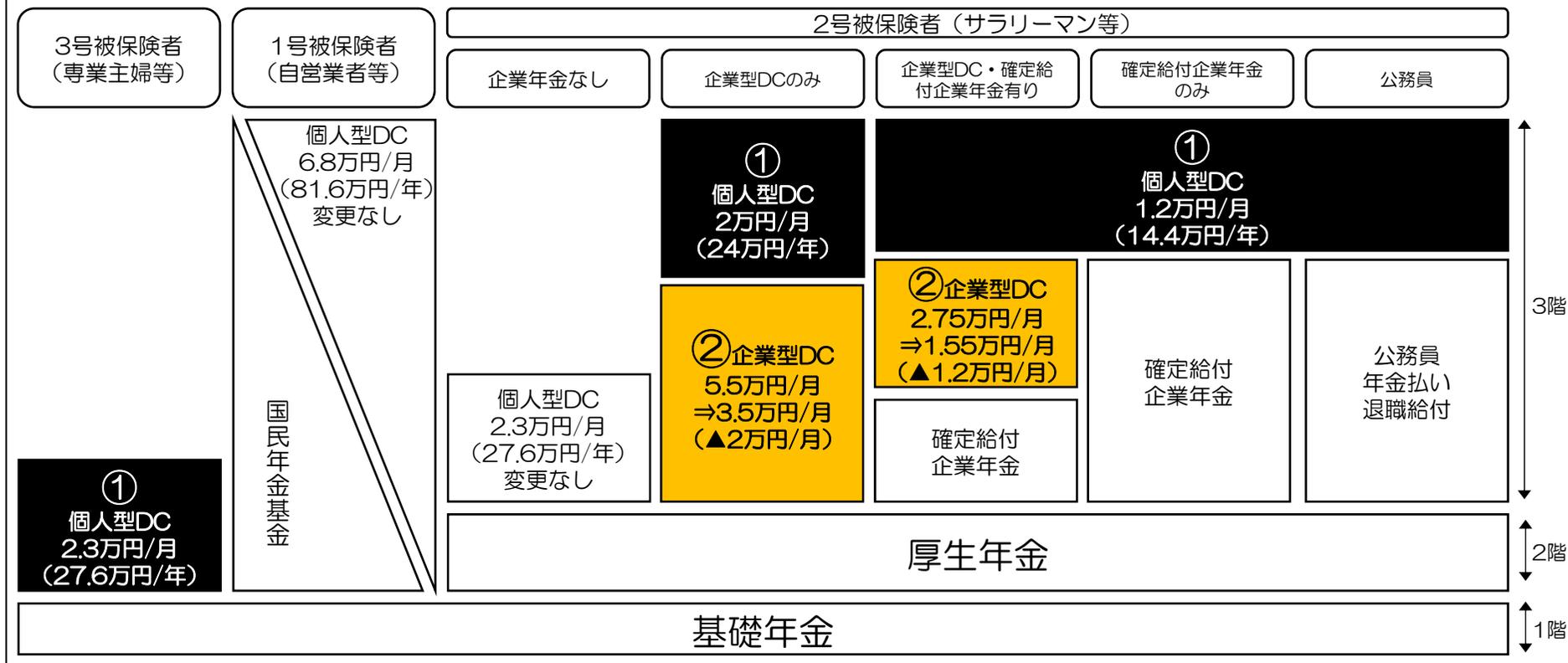
確定拠出年金法等の改正に伴う措置

ポイント

事業主が拠出する確定拠出年金法の小規模事業主掛金（仮称）について、従業員の給与所得の収入に含まれなくなり、事業主の所得の計算上損金算入されることとなります。

改正内容

- ① 新たに個人型確定拠出年金（個人型DC）制度に追加される加入対象者に拠出限度額等の措置が講じられます。
- ② 企業型確定拠出年金（企業型DC）加入者が個人型DCに加入する場合、企業型DC拠出限度額が個人型DC限度額相当分引下げられます。（企業型DCの規約に、その者がマッチング拠出をおこなわないことと個人型DCの加入者になることができることの定めがある場合のみ可能）



適用時期

確定拠出年金法等の改正を踏まえて適用予定

ふるさと納税の拡充（個人住民税）

ポイント

- ① いわゆる「ふるさと納税※」について、特例控除額の控除限度額が個人住民税所得割額の2割（現行1割）に引き上げられます。
- ② 確定申告が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されます。

改正内容

※都道府県または市区町村に対する寄付金に係る寄付金税額控除

(1) 特例控除限度額の引上げ

ふるさと納税の特例控除限度額が、個人住民税所得割額の2割（現行1割）に引き上げられます。

| 拡充 | 現行 | 改正案 |
|---------------|------------|------------|
| 個人住民税の特例控除限度額 | 住民税所得割額の1割 | 住民税所得割額の2割 |

(2) ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

確定申告を必要とする現行の申告手続きについて、確定申告不要な給与所得者等が寄付をおこなう場合は、寄付者の要請により寄付先の地方自治体が寄付者の地方自治体に寄付者に代わって控除申請をおこなうことで確定申告が不要となります。

※確定申告をした場合または5団体を超える地方自治体に寄付をした場合は、この特例は適用できません。

| 申告手続き | 現行 | 改正案 |
|------------|-----------------------|-----------------------------------|
| 寄付金控除の申告方法 | 確定申告が必要 所得税と住民税が減税 | 確定申告が不要 所得税の現行の減税分を合わせて住民税から控除 |

【返礼品・特産品の送付について、寄付金控除の趣旨をふまえた良識ある対応の要請】

ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与であること、通常の寄付金控除に加えて特例控除が適用される制度であることをふまえ、豊かな地域社会の形成および住民の福祉の増進に寄与するため、都道府県または市区町村がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切におこなうよう地方自治体に対して要請されます。

適用時期

- (1) 平成28年度分以後の個人住民税に適用
- (2) 平成27年4月1日以後の寄付から適用

財産債務明細書の見直し

ポイント

現行の財産債務明細書について、新たに財産債務調書として整備されます。
国外財産調書と同様、過少申告加算税等の特例措置が講じられます。

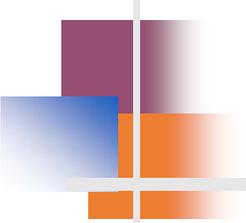
改正内容

| 見直される項目 | 現行 | 改正案 |
|-------------|---------------------------|---|
| 提出基準 | 「その年分の所得金額が2,000万円超であること」 | 「その年分の所得金額が2,000万円超であること」に加え、 「その年の12月31日において有する 財産の価額の合計額が3億円以上であること 」 または 「同日において有する 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること 」 |
| 記載事項 | 財産の種類、数量および価額 | 財産の種類、数量および価額のほか（※）、 国外財産調書の記載事項と同様の事項（例；財産の所在、有価証券の銘柄等） |
| 過少申告加算税等の特例 | — | 国外財産調書と同様、財産債務調書の提出の有無等により、 所得税または相続税に係る過少申告加算税等を加減算する特例措置が講じられます。 |
| その他 | — | 財産債務調書の提出に関する調査に係る質問検査権の規定が整備されます。 |

（※）財産の評価については、原則として時価となります。ただし見積価額とすることもできることとなります。
また、有価証券等については、取得価額の記載も要することとなります。

適用時期

平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書について適用



住宅土地税制

住宅ローン減税の適用期限の延長

ポイント

平成27年10月に予定されていた消費税10%への引上げが、1年半後の平成29年4月に延期されたことにもない、住宅取得にかかる消費税負担増を緩和するため、以下の措置について、その適用時期を平成29年12月末から1年半延長し、平成31年6月末までとなります。

改正内容

※下線部分が、変更点です。

| 項目 | 制度 | | | | |
|-------------------|---|-------------|--|------------------------------------|-----------|
| | 一般の住宅 | 東日本大震災の被災者等 | 認定住宅の特例 (認定長期優良住宅・ 認定低炭素住宅) | バリアフリー改修 促進税制 | 省エネ改修促進税制 |
| 現行 適用居住年、控除期間 | 平成26年4月1日～平成29年12月31日 10年間 | | | 平成26年4月1日～平成29年12月31日 5年間 | |
| 改正案 適用居住年、控除期間 | 平成26年4月1日～ <u>平成31年6月30日</u> 10年間 | | | 平成26年4月1日～ <u>平成31年6月30日</u> 5年間 | |
| 借入金等の年末残高の 限度額 | 4,000万円 | 5,000万円 | 5,000万円 | 1,000万円（増改築等） 250万円（特定増改築等限度額※） | |
| 控除率 | 1.0% | 1.2% | 1.0% | 1.0%（増改築等） 2.0%（特定増改築等限度額※） | |
| 各年の控除限度額 | 40万円 | 60万円 | 50万円 | 12.5万円（増改築等） 5万円（特定増改築等限度額※） | |
| 最大控除額（所得税） | 400万円 | 600万円 | 500万円 | 62.5万円（増改築等） 25万円（特定増改築等限度額※） | |
| 最大控除額（住民税） | 所得税の課税総所得金額等×7%（最高136,500円） ・市区町村税 81,900円 （課税総所得金額等の4.2%相当額） ・道府県民税 54,600円 （課税総所得金額等の2.8%相当額） | | 住民税の控除の対象にならない住宅ローン控除 ・認定住宅新築等特別税額控除：措法41の19の4 ・特定増改築等（バリアフリー改修工事および省エネ改修工事等）に係る住宅ローン控除：措法41の3の2 | | |

（※）「特定増改築等限度額」とは、一定のバリアフリー改修工事または、省エネ改修工事に係る工事費用から補助金等を控除した金額に相当する住宅ローン等の額

適用時期

平成31年6月30日まで延長（改正内容は平成26年4月以後から適用）

住宅ローン等以外の減税の適用期限の延長

ポイント

認定住宅の新築、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修など、一定の新築・改修をした場合の減税措置について、その適用時期が平成29年末から平成31年6月末までに1年半延長されます。

改正内容

※下線部分が、変更点です。

| 項目 | 認定住宅の新築等をして、その家屋を自己の居住の用に供した場合 | 既存住宅の耐震改修をした場合 | 既存住宅にかかる特定の改修工事をした場合 (住宅特定改修特別税額控除) | |
|----------|---|--|--|------------------------------|
| | 認定住宅(認定長期優良住宅および認定低炭素住宅)新築等特別税額控除 | 住宅耐震改修特別控除 | バリアフリー改修工事 | 省エネ改修工事 |
| 現行適用居住年 | 平成26年4月1日～平成29年12月31日 | | | |
| 改正案適用居住年 | 平成26年4月1日～平成31年6月30日 | | | |
| 工事限度額 | 650万円 | 250万円 | 200万円 | 250万円 350万円 ^{※2} |
| 控除率 | 10% | 10% | 10% | |
| 控除限度額 | 65万円 | 25万円 | 20万円 ^{※1} | 25万円 35万円 ^{※2} |
| 一定の要件 | <ul style="list-style-type: none"> 認定住宅の新築または建築後の取得の日から6ヶ月以内に居住の用に供している、主として使用している家屋一つだけに限られる。また、取得した床面積が50㎡以上あり、床面積の1/2の部分が専ら自己の居住の用に供し、前後2年ずつの5年間に、長期譲渡所得の課税の特例および居住用財産の譲渡所得の特別控除の適用を受けていないこと。 | <ul style="list-style-type: none"> 対象となる住宅は、昭和56年5月31日以前に建築された居住用の家屋で、新しい耐震基準に適合していない家屋であることが前提であり、こうした居住用家屋が複数ある場合には、主として使用している家屋一つだけに限られます。 | <ul style="list-style-type: none"> 改修工事の標準的な費用の額(補助金控除後)が50万円超のものが対象。 | |

(※1)その年の前年以前3年以内に適用を受けている場合には、適用しない (※2)太陽光発電装置を設置する場合

適用時期

平成31年6月30日まで延長(改正内容は平成26年4月以後から適用)

譲渡所得の拡充等（所得税・法人税・住民税）

ポイント

- ① 国家戦略特別区域法の改正を前提に、国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置が創設されます。
- ② 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の適用期限が延長されます。
- ③ 番号利用法により、確定申告書における住民票の添付が不要となります。

改正内容

※下線部分が、変更点です。

| 項目 | 特例および添付書類 | 内容 |
|----|---|---|
| ① | 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象の創設 | <p>国家戦略特別区域内における認定区域計画に定められた特定事業に係る再開発事業（施行区域の面積が、500㎡以上であること等の一定の要件を満たすものに限る）を行う民間事業者に対する土地等の譲渡で当該譲渡にかかる土地等が当該再開発事業の用に供されることを追加</p> <p>課税長期譲渡所得金額のうち2,000万円以下の部分：所得税（10%）、住民税（4%） 課税長期譲渡所得金額のうち2,000万円超の部分：所得税（15%）、住民税（5%）</p> |
| ② | 特定住宅地造成等事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円特別控除の適用期限の延長 | <p>適用期限の延長：現行 平成26年12月31日 ⇒ 改正案 平成29年12月31日</p> <p>添付書類：現行 国土利用計画法の規制区域に所在する土地等が同法の規定により買い取られた場合における確定申告書に添付すべき書類 ⇒ 改正案 都道府県知事または指定都市の長のその土地等を同法の規定に基づき買い取ったものである旨を証する書類</p> |
| ③ | 特例において、確定申告書等に住民票の写しを添付することとされている場合、個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号利用法」）の規定により氏名および住所等を認識することができる時は、住民票の写しは不要（番号利用法附則第1条第4号に定める日の属する年分以後の所得税について適用） | <p>次の特例について、番号利用法が対象となります</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 ② 居住用財産の譲渡所得の特別控除 ③ 特定の居住用財産の買換えおよび交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例 ④ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 ⑤ 特定の増改築等にかかる住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額にかかる特例 ⑥ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等 ⑦ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等 ⑧ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 ⑨ 既存住宅にかかる特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 ⑩ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除 |

適用時期

- ② 平成29年12月31日まで延長
- ③ 平成28年1月以後から適用

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（法人税・所得税）

ポイント

10年を超える事業用の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えをおこなった場合、その譲渡資産の譲渡益または買換資産の取得価額の最大で80%相当分については譲渡がなかったものとして課税の繰延べができる現行制度が、買換資産の範囲の見直し及び課税の繰延べ割合の引き下げをおこなった上で2年3ヶ月間延長されます。

改正内容

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、次の見直しをおこなった上で、その適用期限が2年3ヶ月間延長されます。

- (1) 買換資産から機械装置およびコンテナ用の貨車が除外されます。
- (2) 改正後の地域再生法の大都市等（仮称）以外の地域から大都市等への買換えについて、課税の繰延べ割合を最大70%（現行80%）まで引き下げられます。

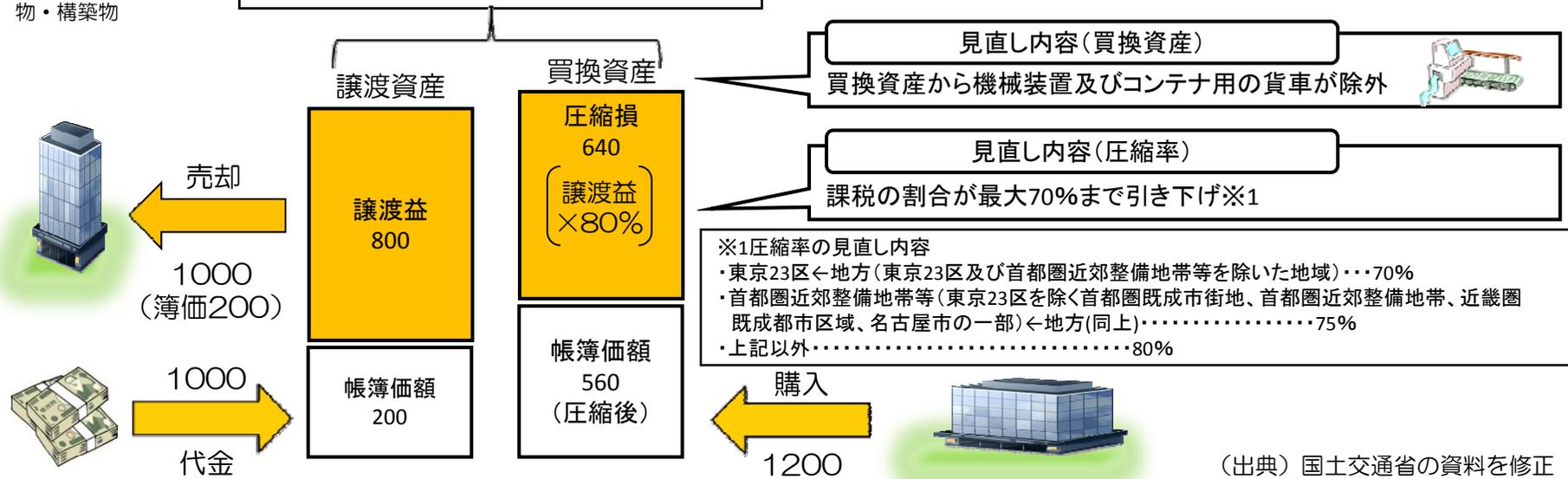
【譲渡資産要件】

国内にある所有期間10年超の土地等・建物・構築物

本来、譲渡益800に課税されるどころ、
差額160に課税

【買換資産要件】

国内にある一定の土地等（300㎡以上）・建物・構築物・鉄道貨物用機関車



適用時期

平成29年3月31日まで延長

不動産に関するその他の改正（登録免許税①）

ポイント

土地の売買による所有権の移転登記等の税率軽減措置その他一定の軽減措置が延長されます。

改正内容

（注）延長された内容を一部抜粋

①土地の売買住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の軽減（延長）

土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置が2年間延長されます。

| 資産 | 内容 | 本則税率 | 軽減税率 |
|----|-------------------|------|------|
| 土地 | 売買 | 2% | 1.5% |
| | 相続、法人の合併または共有物の分割 | 0.4% | - |
| | その他（贈与・交換・収用・競売等） | 2% | - |

②住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の軽減（延長）

土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置が2年間延長されます。

| 項目 | 内容 | 本則税率 | 軽減税率 |
|------------------------|---|------|-------|
| 住宅用家屋の所有権保存登記 | 個人が住宅用家屋を新築または建築後使用されたことのない住宅用家屋を取得し、自己の居住の用に供した場合の保存登記 | 0.4% | 0.15% |
| 住宅用家屋の所有権移転登記 | 個人が住宅用家屋を取得（売買および競売に限ります）し、自己の居住の用に供した場合の移転登記 | 2% | 0.3% |
| 住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記 | 個人が住宅用家屋の新築（増築を含む）または住宅用家屋を取得し、自己の居住の用に供した場合において、これらの住宅用家屋の新築若しくは取得をするための資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記 | 0.4% | 0.1% |

適用時期

①②とも平成29年3月31日まで延長

不動産に関するその他の改正（登録免許税②）

ポイント

構造改革特別区域法の改正に伴い、公共施設等運営権等の軽減税率が創設される一方、会社分割に伴う軽減税率が廃止されます。

改正内容

（注）創設・廃止された内容を一部抜粋

③公共施設等運営権等の設定登録（創設）

構造改革特別区域法の改正を前提に公社管理道路運営権者（仮称）が受ける一定の設定登録に対する登録免許税が軽減されます。

| 内容 | 本則税率 | 軽減税率 | 適用期間 |
|--|------|-------|-----------------------------|
| 構造改革特別区域法の改正を前提に公社管理道路運営権者（仮称）が受ける認定公社管理道路運営事業（仮称）に係る公共施設等運営権の設定登録 | 0.1% | 0.05% | 構造改革特別区域法の施行日から平成29年3月31日まで |

④会社分割に伴う不動産の所有権移転登記等（廃止）

会社分割等の活用・普及に大きく貢献したこと等により、適用期間をもって廃止されます。

（注）経済産業省から抜粋

| 内容 | 本則税率 | 軽減税率 | 適用期間 |
|--|------|-------|------------------|
| 所有権の移転登記 | 2% | 1.8% | 平成27年3月31日をもって廃止 |
| 地上権、永小作権、賃借権、採石権の移転登記 | 1% | 0.9% | |
| 所有権の移転の仮登記、移転の請求権の保全のための仮登記 | 1% | 0.9% | |
| 地上権、永小作権、賃借権、採石権の移転の仮登記または移転の請求権の保全のための仮登記 | 0.5% | 0.45% | |
| 仮登記に基づきその所有権の移転登記 | 1% | 9.0% | |
| 仮登記に基づきその地上権、永小作権、賃借権、採石権の移転登記 | 0.5% | 0.45% | |

不動産に関するその他の改正（固定資産税）

ポイント

一定の住宅に関する固定資産税の軽減措置が創設・延長されます。

改正内容

（注）新設・延長された内容を一部抜粋

①特定空家等に対する課税標準の適用除外（創設）

空家問題の対策として一定の空家については、住宅用地に係る固定資産税等の課税標準の特例措置から除外されます。

| 項目 | 内容 | 適用期間 |
|-------------------------------|--|-------------|
| 特定空家等（※1）に対する住宅用地に係る課税標準の特例除外 | 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税および都市計画税の課税標準の特例措置（※2）の対象から除外 | 大綱では時期を明記せず |

※1 特定空家等とは、下記の該当する空家をいう

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

※2 住宅用地に係る固定資産税等の課税標準の特例措置

- 住宅用地のうち200㎡以下：固定資産税の課税標準が1/6
都市計画税の課税標準が1/3
- 住宅用地のうち200㎡超：固定資産税の課税標準が1/3
都市計画税の課税標準が2/3

②一定の農地を転用した貸家等の減額措置（延長）

一定の農地を転用して新築した一定の貸家住宅等に係る固定資産税の減額措置が見直しされたうえ、延長されます。

| 項目 | 内容 | 適用期間 |
|-----------------------|---|----------------|
| 一定の農地を転用した一定の貸家等の減額措置 | 三大都市圏の特定市の市街化区域農地を転用して新築した一定の貸家住宅およびその敷地に係る固定資産税の減額措置について一定（※）の見直しをおこなったうえ、適用期限を3年間延長 | 平成30年3月31日まで延長 |

- ※（貸家住宅） 最初の2年間：3分の2減額（現行3年間）、その後3年間：2分の1減額（現行2年間）
（敷地） 最初の3年間12分の1（現行6分の1）減額

不動産に関するその他の改正（不動産取得税）

ポイント

土地・住宅用建物に関する軽減税率等の特例および宅地評価土地の取得に関する課税標準の特例が3年間延長されます。

改正内容

（注）新設・延長された内容を一部抜粋

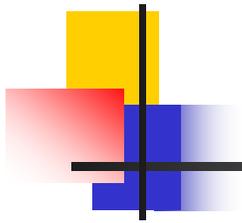
不動産取得税

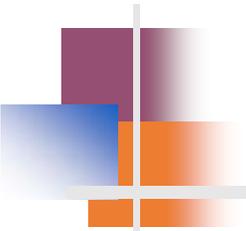
不動産の流動化を促進する等の観点から土地および住宅用建物に係る軽減税率等の措置が延長されます。

| 内容 | 適用期間 |
|---|--------------|
| 住宅および土地の取得に係る標準税率の特例措置を3年間延長（原則4%→特例3%） | 平成30年3月31日まで |
| 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置を3年間延長 | |
| 一定の新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅について、一定の新築住宅に係る課税標準の特例および一定の新築住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置の床面積要件の下限を緩和する特例措置 | 平成29年3月31日まで |

【不動産取得税に係る主な特例】

| 内容 | 課税標準の特例 | 軽減税率 |
|-------------|--------------|------|
| 宅地評価土地（住宅） | 1/2 | 3% |
| 宅地評価土地（非住宅） | | |
| 建物（住宅） | （1,200万円控除等） | 4% |
| 建物（非住宅） | - | |





消費稅

消費税率の変更および軽減税率導入の検討

ポイント

消費税率10%への税率の引き上げ時期が、平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更されます。

改正内容

平成27年度税制改正により消費税率の10%への引き上げ時期が平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更となります。

| 適用開始日 | 平成26年4月1日～ | 平成27年10月1日 |
|--------|----------------------|----------------------|
| 区分 | | |
| 消費税率 | 6.3% | 7.8% |
| 地方消費税率 | 1.7% (消費税額の17/63) | 2.2% (消費税額の22/78) |
| 合計 | 8.0% | 10.0% |

【改正①】

10%への引き上げ時期が平成29年4月1日に変更

【改正②】

景気判断条項が削除されたことにより、景気の影響に関係なく消費税率の改正が実施

本改正に伴い、「請負工事等に係る適用税率の経過措置」の指定日が平成28年10月1日へ、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」の期限が平成30年9月30日へ、それぞれ変更となります。

【軽減税率導入の検討】

軽減税率の導入については、平成29年4月1日の消費税率10%への引き上げと同時に導入することが検討されており、対象品目や税率など具体的な検討を進めていくとされています。なお、平成27年度税制改正大綱では、**軽減税率導入についての具体的な進展はありません。**

適用時期

平成29年4月1日より適用

国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し①

ポイント

電子書籍・音楽・広告の配信等の電気通信回線を介しておこなわれる役務の提供（以下、「電気通信役務の提供」（仮称）という）について、課税方式の見直しがおこなわれます。

改正内容

(1) 国内取引の内外判定基準の見直し

消費税に係る取引の内外判定基準の見直しにより、新たに課税対象となる国外事業者が国境を越えておこなう「電気通信役務の提供」について、新たな課税方式が設けられます。

現行の消費税の国内取引の内外判定は、役務の提供をおこなう者の役務の提供に係る事務所等の所在地により判断するため、国内事業者がおこなう「電気通信役務の提供」については消費税が課税されています。

一方、国外事業者が国境を越えておこなう「電気通信役務の提供」については消費税が課税されていません。

この国内外の事業者間における競争条件を揃える観点から、内外判定基準が役務の提供を受ける者の住所地等に見直されます。

(2) 課税方式の見直し

「電気通信役務の提供」の内外判定基準の見直しに伴い、新たに以下の課税方式が設けられます。

| | |
|-------------|---|
| リバースチャージ方式 | 国外事業者がおこなう「電気通信役務の提供」のうち、「事業者向け電気通信役務の提供※1」（仮称）に係る消費税の納税義務を役務の提供を受ける事業者に転換する方式 |
| 国外事業者申告納税方式 | 国外事業者がおこなう「電子通信役務の提供」のうち、「消費者向け電気通信役務の提供※2」（仮称）に係る消費税を国外事業者が納税義務者として申告納税をおこなう方式 |

※1 役務の性質または契約条件等により、役務の提供を受ける者が事業者であることが明らかなもの

※2 ※1以外のもの

国内においておこなわれる国外事業者による芸能・スポーツ等の役務の提供についてもリバースチャージ方式が適用されます。

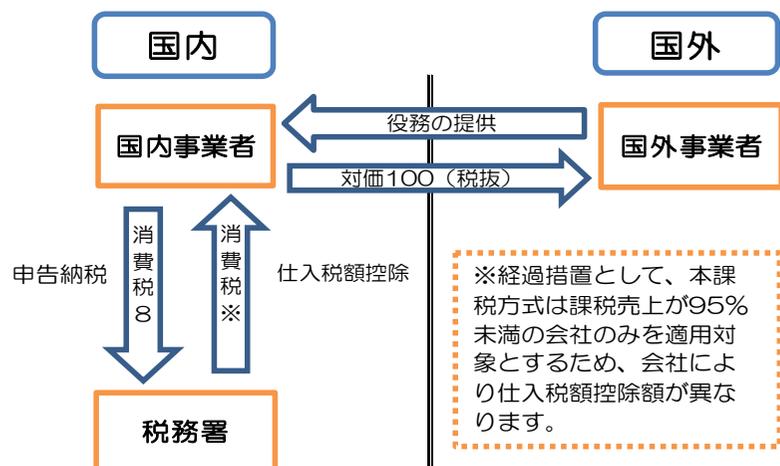
適用時期

電気通信役務の提供…平成27年10月1日以後に国内において事業者がおこなう消費税に係る取引について適用
芸能・スポーツ等の役務の提供…平成28年4月1日以後におこなわれる役務の提供について適用

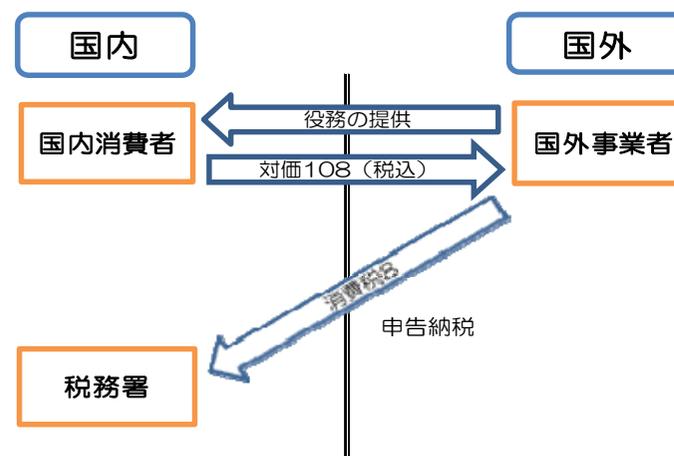
国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し②

改正内容

リバースチャージ方式



国外事業者申告納税方式



【リバースチャージ方式の導入に伴う留意事項】

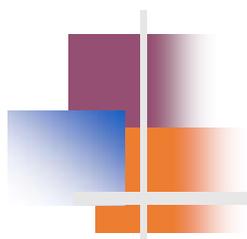
「事業者向け電気通信役務の提供」をおこなう国外事業者の義務

⇒国内において「事業者向け電気通信役務の提供」をおこなう国外事業者は、あらかじめ、当該役務の提供を受ける国内事業者が消費税の納税義務者になる旨を表示しなければならないこととなります。

【国外事業者申告納税方式の導入に伴う留意事項】

適正課税を確保するための経過的な措置

⇒当分の間、国外事業者から提供を受けた「消費者向け電気通信役務の提供」については仕入税額控除制度の適用が認められないこととなります。ただし、登録国外事業者（一定の要件を満たす国外事業者として、納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に申請書を提出し、国税庁長官の登録を受けた事業者をいう）の登録番号等が記載された請求書等の保存要件等を満たした登録国外事業者から受けた「消費者向け電気通信役務の提供」については、仕入税額控除の適用を認められることとなります。



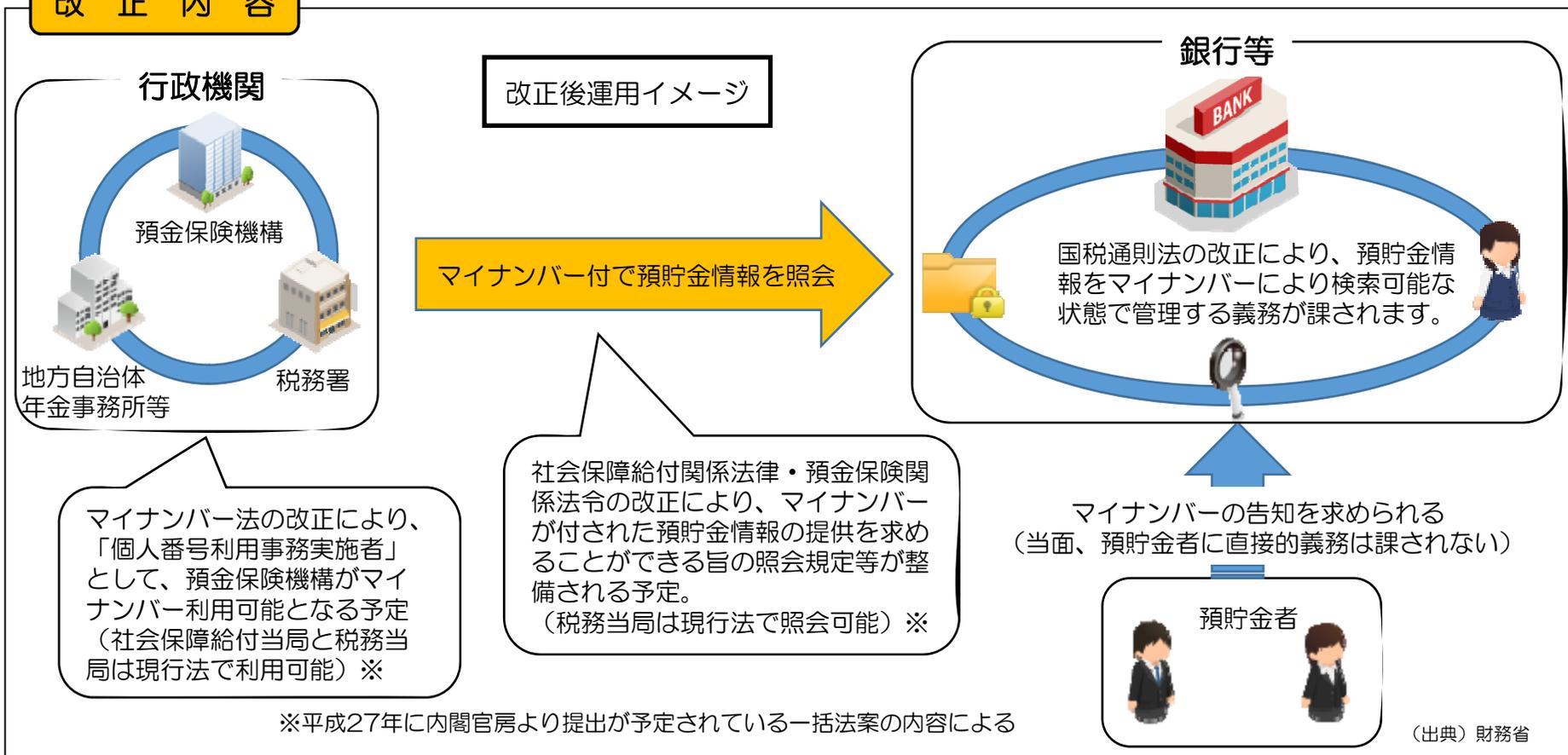
その他

マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用

ポイント

マイナンバー制度は、各個人の所得水準や年金・医療などの受給実態を正確に把握することによる、効率的な社会保障給付が目的とされています。導入効果として行政事務の簡素化・効率化や、生活保護の不正受給・脱税の防止が期待されています。

改正内容



適用時期

平成30年1月から施行予定
マイナンバーの利用開始は平成28年1月の予定

マイナンバー制度に伴う添付書類の簡素化

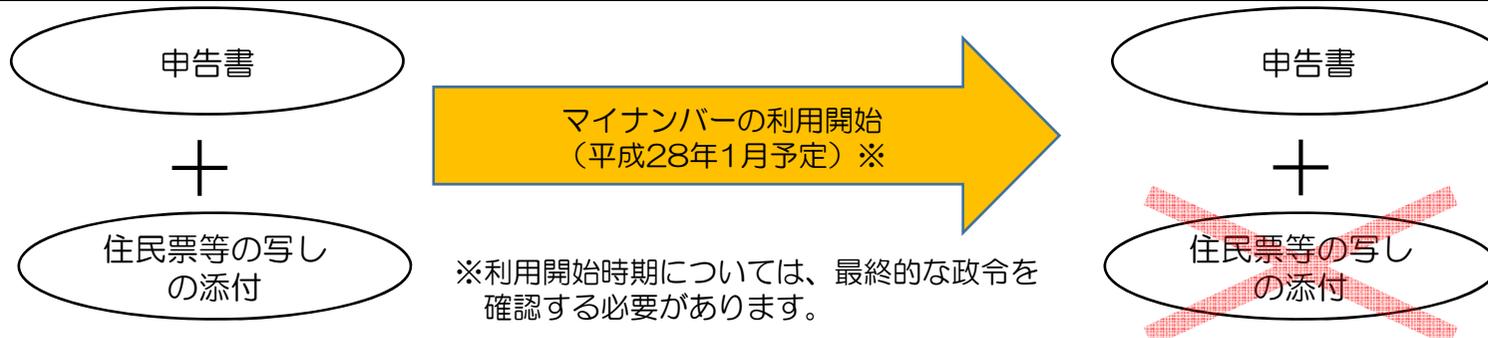
ポイント

マイナンバーの利用開始により、所得税および相続税・贈与税等の各特例を適用する場合には、申告書に住民票等の写しの添付が不要となります。

改正内容

住民票の写しの添付が必要となる特例（現行）

| 所得税 | |
|---|---|
| ① 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 | ② 居住用財産の譲渡所得の特別控除 |
| ③ 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例 | ④ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 |
| ⑤ 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 | ⑥ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等 |
| ⑦ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等 | ⑧ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 |
| ⑨ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 | ⑩ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除 |
| 相続税・贈与税 | |
| ① 贈与税の配偶者控除 | ② 相続時精算課税制度の選択 |
| ③ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 | ④ 直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 |
| ⑤ 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例 | ⑥ 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置 |
| 固定資産税 | |
| ① バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置 | ② 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置 |



適用時期

所得税：平成28年分以後の確定申告書から適用予定

相続税：平成28年1月1日以後の相続または遺贈による相続税、贈与による贈与税の申告書から適用予定

固定資産税：平成28年1月以後に提出する申告書に適用予定

国税関係書類のスキャナ保存制度の見直し

ポイント

- ①スキャナ保存の対象となる契約書および領収証に係る金額基準が廃止されます。
- ②スキャナ保存の際に必要なとされていた要件が緩和されます。

改正内容

【スキャナの保存対象】

| 内容 | 現行 | 改正案 |
|-------------------|----------------------------------|--|
| 契約書及び領収書等 | 契約金額等が3万円未満のもの | すべての契約書・領収書等 (適正事務処理要件を満たすことが必要) |
| 電子署名要件等 | 入力者等の電子署名およびタイムスタンプ(一定の書類を除く)が必要 | 入力者等の電子署名は不要で、タイムスタンプと入力者等に関する情報の保存が必要 |
| 書類の大きさに関する情報の保存要件 | 書類の大きさに関する情報の保存が必要 | 契約書・領収書等以外の書類について、書類の大きさに関する情報の保存は不要 |
| カラーによる保存要件 | カラー保存が必要 | 白黒保存でも可 |

【用語の意味】

タイムスタンプ：対象となる電子データに対して日時情報を付与しその時点での電子データの存在証明と非改ざん証明を行う仕組みのこと。(財)日本データ通信協会が認定する業務に係る一定要件を満たすことが必要。

適正事務処理要件：内部統制を担保するために相互けん制、定期的なチェック及び再発防止策を社内規程等において整備するとともに、これに基づいて事務処理を実施していること。

適用時期

平成27年9月30日以後に行う承認申請について適用

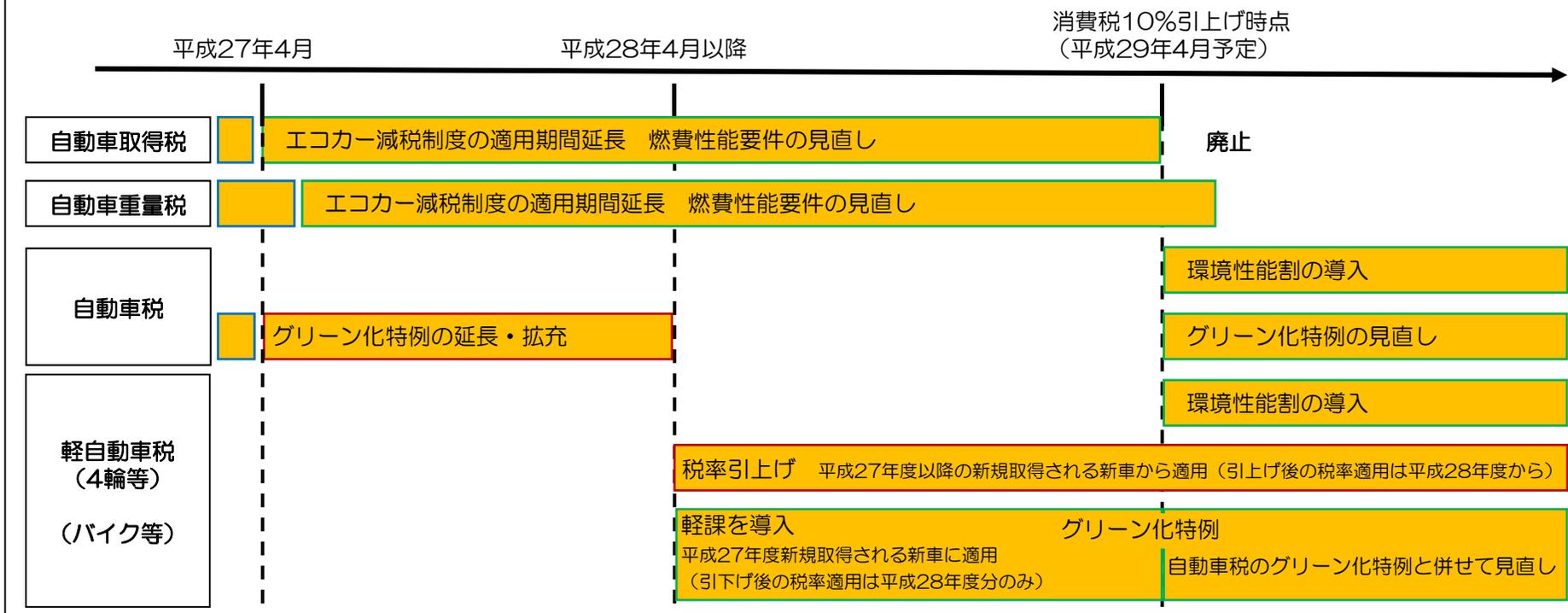
車体課税の見直し・延長 (自動車取得税・自動車重量税・軽自動車税)

ポイント

燃費基準の移行を円滑に進めるとともに足元の自動車の消費を喚起することにも配慮し、エコカー減税が見直しの上、延長されます。また軽自動車税のグリーン化特例の導入がおこなわれます。

改正内容

- ① 自動車取得税、自動車重量税のエコカー減税について燃費性能に関する要件等の見直しをおこなった上で適用期間が2年間延長されます。
- ② 自動車重量税の本則税率の適用となる対象自動車の範囲が拡大されます。
- ③ 軽自動車税は平成27年度の新規取得した軽自動車（新車に限る）に対して、排ガス性能および燃費性能に応じた特例措置（グリーン化特例）により平成28年度分が軽減されます。



適用時期

自動車取得税：平成29年3月31日まで2年間延長

自動車重量税：平成29年4月30日まで2年間延長

軽自動車税：グリーン化特例は平成28年度分のみ

保険契約の異動に関する調書の創設等・調査手続きの見直し

ポイント

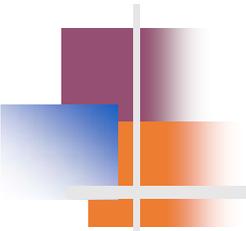
- ①生命保険契約等の契約者変更があった場合に、保険会社等が作成する調書に見直しがおこなわれます。
- ②税務調査の再調査できる要件が見直されます。

改正内容

| 項目 | 内容 | 改正前 | 改正案 |
|--------------------------|---------------------------|------------------------|---|
| ① 生命保険契約の異動に関する調書の創設等 | 【死亡時】 死亡による契約者変更があった場合 | 支払調書等の作成不要 | 死亡による契約者変更情報および解約返戻金相当額等を記載した調書を税務署長に提出 |
| | 【上記以外】 契約者変更があった場合 | 契約者ごとの払込保険料記載なし | 保険金等の支払時の契約者の払込保険料等を調書に記載 |
| ② 調査手続きの見直し | 前回調査が実地調査 | 「新たに得られた情報」がある場合に再調査可能 | 同左 |
| | 前回調査が実地調査以外の調査 | | 「新たに得られた情報」がない場合でも再調査可能 |

適用時期

- ①平成30年1月1日以後の契約者変更について適用
- ②平成27年4月1日以後に開始された前回調査を前提とした再調査について適用



平成27年から適用される 相続税・贈与税の改正ポイント

相続税の基礎控除の見直し

ポイント

相続税の再分配機能の回復・格差是正等の観点から、基礎控除について見直しがおこなわれました。

改正内容

【相続税の基礎控除の見直し】

| | | | | | |
|-------|---------|---|---------|---|---------|
| 〔改正前〕 | 5,000万円 | + | 1,000万円 | × | 法定相続人の数 |
| 〔改正後〕 | 3,000万円 | + | 600万円 | × | 法定相続人の数 |

| 法定相続人の数と基礎控除 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 改正前 | 6,000万円 | 7,000万円 | 8,000万円 | 9,000万円 | 1億円 |
| 改正後 | 3,600万円 | 4,200万円 | 4,800万円 | 5,400万円 | 6,000万円 |

適用時期

平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用

相続税の税率構造の見直し

ポイント

相続税の再分配機能の回復・格差是正等の観点から、最高税率の引き上げを含む税率構造の見直しがおこなわれました。

改正内容

【相続税の税率構造の見直し】

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|----------|-----|--------|----------|-----|--------|
| 各取得分の金額 | 税率 | 控除額 | 各取得分の金額 | 税率 | 控除額 |
| 1000万円以下 | 10% | — | 1000万円以下 | 10% | — |
| 3000万円以下 | 15% | 50万円 | 3000万円以下 | 15% | 50万円 |
| 5000万円以下 | 20% | 200万円 | 5000万円以下 | 20% | 200万円 |
| 1億円以下 | 30% | 700万円 | 1億円以下 | 30% | 700万円 |
| 3億円以下 | 40% | 1700万円 | 2億円以下 | 40% | 1700万円 |
| | | | 3億円以下 | 45% | 2700万円 |
| 3億円超 | 50% | 4700万円 | 6億円以下 | 50% | 4200万円 |
| | | | 6億円超 | 55% | 7200万円 |

適用時期

平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用

相続税早見表 ①相続人が配偶者と子の場合

相続人が配偶者と子の場合

(単位：万円)

| 課税価格 (基礎控除前) | 配偶者+子1人 | | | 配偶者+子2人 | | | 配偶者+子3人 | | |
|-----------------|---------|--------|-------|---------|--------|-------|---------|--------|-------|
| | 改正後 | 改正前 | 増税額 | 改正後 | 改正前 | 増税額 | 改正後 | 改正前 | 増税額 |
| 5千万円 | 40 | 0 | 40 | 10 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 |
| 1億円 | 385 | 175 | 210 | 315 | 100 | 215 | 262 | 50 | 212 |
| 1.5億円 | 920 | 600 | 320 | 748 | 463 | 285 | 665 | 350 | 315 |
| 2億円 | 1,670 | 1,250 | 420 | 1,350 | 950 | 400 | 1,217 | 812 | 405 |
| 2.5億円 | 2,460 | 2,000 | 460 | 1,985 | 1,575 | 410 | 1,800 | 1,375 | 425 |
| 3億円 | 3,460 | 2,900 | 560 | 2,860 | 2,300 | 560 | 2,540 | 2,000 | 540 |
| 3.5億円 | 4,460 | 3,900 | 560 | 3,735 | 3,175 | 560 | 3,290 | 2,750 | 540 |
| 4億円 | 5,460 | 4,900 | 560 | 4,610 | 4,050 | 560 | 4,155 | 3,525 | 630 |
| 4.5億円 | 6,480 | 5,900 | 580 | 5,493 | 4,925 | 568 | 5,030 | 4,400 | 630 |
| 5億円 | 7,605 | 6,900 | 705 | 6,555 | 5,850 | 705 | 5,962 | 5,275 | 687 |
| 6億円 | 9,855 | 8,900 | 955 | 8,680 | 7,850 | 830 | 7,838 | 7,025 | 813 |
| 7億円 | 12,250 | 11,050 | 1,200 | 10,870 | 9,900 | 970 | 9,885 | 8,825 | 1,060 |
| 8億円 | 14,750 | 13,550 | 1,200 | 13,120 | 12,150 | 970 | 12,135 | 11,075 | 1,060 |
| 9億円 | 17,250 | 16,050 | 1,200 | 15,435 | 14,400 | 1,035 | 14,385 | 13,325 | 1,060 |
| 10億円 | 19,750 | 18,550 | 1,200 | 17,810 | 16,650 | 1,160 | 16,635 | 15,575 | 1,060 |
| 11億円 | 22,250 | 21,050 | 1,200 | 20,185 | 18,900 | 1,285 | 18,885 | 17,825 | 1,060 |
| 12億円 | 24,750 | 23,550 | 1,200 | 22,560 | 21,150 | 1,410 | 21,135 | 20,075 | 1,060 |
| 13億円 | 27,395 | 26,050 | 1,345 | 25,065 | 23,450 | 1,615 | 23,500 | 22,325 | 1,175 |
| 14億円 | 30,145 | 28,550 | 1,595 | 27,690 | 25,950 | 1,740 | 26,000 | 24,575 | 1,425 |
| 15億円 | 32,895 | 31,050 | 1,845 | 30,315 | 28,450 | 1,865 | 28,500 | 26,825 | 1,675 |
| 20億円 | 46,645 | 43,550 | 3,095 | 43,440 | 40,950 | 2,490 | 41,182 | 38,350 | 2,832 |
| 25億円 | 60,395 | 56,050 | 4,345 | 56,630 | 53,450 | 3,180 | 54,307 | 50,850 | 3,457 |
| 30億円 | 74,145 | 68,550 | 5,595 | 70,380 | 65,950 | 4,430 | 67,432 | 63,350 | 4,082 |

配偶者が相続財産を法定相続分（2分の1）まで取得し、配偶者の税額軽減を活用したものととして試算しています

相続税早見表 ②相続人が子のみの場合

相続人が子のみの場合

(単位：万円)

| 課税価格 (基礎控除前) | 子1人 | | | 子2人 | | | 子3人 | | |
|-----------------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|-------|
| | 改正後 | 改正前 | 増税額 | 改正後 | 改正前 | 増税額 | 改正後 | 改正前 | 増税額 |
| 5千万円 | 160 | 0 | 160 | 80 | 0 | 80 | 20 | 0 | 20 |
| 1億円 | 1,220 | 600 | 620 | 770 | 350 | 420 | 630 | 200 | 430 |
| 1.5億円 | 2,860 | 2,000 | 860 | 1,840 | 1,200 | 640 | 1,440 | 900 | 540 |
| 2億円 | 4,860 | 3,900 | 960 | 3,340 | 2,500 | 840 | 2,460 | 1,800 | 660 |
| 2.5億円 | 6,930 | 5,900 | 1,030 | 4,920 | 4,000 | 920 | 3,960 | 3,000 | 960 |
| 3億円 | 9,180 | 7,900 | 1,280 | 6,920 | 5,800 | 1,120 | 5,460 | 4,500 | 960 |
| 3.5億円 | 11,500 | 9,900 | 1,600 | 8,920 | 7,800 | 1,120 | 6,980 | 6,000 | 980 |
| 4億円 | 14,000 | 12,300 | 1,700 | 10,920 | 9,800 | 1,120 | 8,980 | 7,700 | 1,280 |
| 4.5億円 | 16,500 | 14,800 | 1,700 | 12,960 | 11,800 | 1,160 | 10,980 | 9,700 | 1,280 |
| 5億円 | 19,000 | 17,300 | 1,700 | 15,210 | 13,800 | 1,410 | 12,980 | 11,700 | 1,280 |
| 6億円 | 24,000 | 22,300 | 1,700 | 19,710 | 17,800 | 1,910 | 16,980 | 15,700 | 1,280 |
| 7億円 | 29,320 | 27,300 | 2,020 | 24,500 | 22,100 | 2,400 | 21,240 | 19,700 | 1,540 |
| 8億円 | 34,820 | 32,300 | 2,520 | 29,500 | 27,100 | 2,400 | 25,740 | 23,700 | 2,040 |
| 9億円 | 40,320 | 37,300 | 3,020 | 34,500 | 32,100 | 2,400 | 30,240 | 27,700 | 2,540 |
| 10億円 | 45,820 | 42,300 | 3,520 | 39,500 | 37,100 | 2,400 | 35,000 | 31,900 | 3,100 |
| 11億円 | 51,320 | 47,300 | 4,020 | 44,500 | 42,100 | 2,400 | 40,000 | 36,900 | 3,100 |
| 12億円 | 56,820 | 52,300 | 4,520 | 49,500 | 47,100 | 2,400 | 45,000 | 41,900 | 3,100 |
| 13億円 | 62,320 | 57,300 | 5,020 | 54,790 | 52,100 | 2,690 | 50,000 | 46,900 | 3,100 |
| 14億円 | 67,820 | 62,300 | 5,520 | 60,290 | 57,100 | 3,190 | 55,000 | 51,900 | 3,100 |
| 15億円 | 73,320 | 67,300 | 6,020 | 65,790 | 62,100 | 3,690 | 60,000 | 56,900 | 3,100 |
| 20億円 | 100,820 | 92,300 | 8,520 | 93,290 | 87,100 | 6,190 | 85,760 | 81,900 | 3,860 |
| 25億円 | 128,320 | 117,300 | 11,020 | 120,790 | 112,100 | 8,690 | 113,260 | 106,900 | 6,360 |
| 30億円 | 155,820 | 142,300 | 13,520 | 148,290 | 137,100 | 11,190 | 140,760 | 131,900 | 8,860 |

未成年者控除及び障害者控除の見直し

ポイント

未成年者控除及び障害者控除について、前回改正時（昭和63年）からの物価の動向及び相続税全体の内容を踏まえ、控除額を次の通り引き上げる見直しがおこなわれました。

改正内容

①未成年者控除の見直し

| 改正前 | 改正後 |
|----------------|-----------------|
| 20歳までの1年につき6万円 | 20歳までの1年につき10万円 |

②障害者控除の見直し

| 改正前 | 改正後 |
|-----------------------------------|------------------------------------|
| 85歳までの1年につき6万円 (特別障害者について12万円) | 85歳までの1年につき10万円 (特別障害者について20万円) |

— 計算例（相続税から控除できる金額） —

| | | 相続人が15歳の場合 | 相続人が20歳の場合 |
|--------|-----|---------------------------|--|
| | | 未成年者控除 | 障害者控除 |
| 相続税控除額 | 改正前 | 6万円 × (20歳 - 15歳) = 30万円 | 6万円 × (85歳 - 20歳) = 390万円 (特別障害者12万円) (特別障害者780万円) |
| | 改正後 | 10万円 × (20歳 - 15歳) = 50万円 | 10万円 × (85歳 - 20歳) = 650万円 (特別障害者20万円) (特別障害者1,300万円) |

適用時期

平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用

贈与税の税率構造の見直し①

ポイント

暦年課税に係る贈与税の税率構造の見直しがおこなわれました。最高税率は55%にアップするも、20歳以上の直系卑属に対する贈与税の負担は緩和へ。

改正内容

【贈与税の税率構造の見直し】 (改正前)

| 基礎控除及び配偶者 控除後の課税価格 | 税率 | 控除額 |
|-----------------------|-----|-------|
| 200万円以下 | 10% | — |
| 300万円以下 | 15% | 10万円 |
| 400万円以下 | 20% | 25万円 |
| 600万円以下 | 30% | 65万円 |
| 1000万円以下 | 40% | 125万円 |
| 1000万円超 | 50% | 225万円 |



(改正後)

右は20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税額表

| 右記以外の通常の場合 | | | 直系尊属→20歳以上の者の場合 | | |
|-----------------------|-----|-------|-----------------------|-----|-------|
| 基礎控除及び配偶者 控除後の課税価格 | 税率 | 控除額 | 基礎控除及び配偶者 控除後の課税価格 | 税率 | 控除額 |
| 200万円以下 | 10% | — | 200万円以下 | 10% | — |
| 300万円以下 | 15% | 10万円 | 400万円以下 | 15% | 10万円 |
| 400万円以下 | 20% | 25万円 | 600万円以下 | 20% | 30万円 |
| 600万円以下 | 30% | 65万円 | 1000万円以下 | 30% | 90万円 |
| 1000万円以下 | 40% | 125万円 | 1500万円以下 | 40% | 190万円 |
| 1500万円以下 | 45% | 175万円 | 3000万円以下 | 45% | 265万円 |
| 3000万円以下 | 50% | 250万円 | 4500万円以下 | 50% | 415万円 |
| 3000万円超 | 55% | 400万円 | 4500万円超 | 55% | 640万円 |

適用時期

平成27年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税から適用

贈与税の税率構造の見直し②

ポイント

最高税率が55%に引き上がりますが、一定額までは税負担は緩和されました。

改正内容

| | 贈与者  | | 贈与金額（基礎控除前） | | | | 受贈者  | |
|---------------------------------|--|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|---|--|
| | 200万円 | 400万円 | 500万円 | 1,000万円 | 1,500万円 | 2,000万円 | 贈与金額 | |
| 改正前 | 9万円 (4.5%) | 33.5万円 (8.4%) | 53万円 (10.6%) | 231万円 (23.1%) | 470万円 (31.3%) | 720万円 (36%) | 贈与税の金額 | |
| 改正後 (20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合) | 9万円 (4.5%) | 33.5万円 (8.4%) | 48.5万円 (9.7%) | 177万円 (17.7%) | 366万円 (24.4%) | 585.5万円 (29.3%) | | |
| 改正後 (上記以外) | 9万円 (4.5%) | 33.5万円 (8.4%) | 53万円 (10.6%) | 231万円 (23.1%) | 450.5万円 (30%) | 695万円 (34.8%) | | |

() は、贈与税 ÷ 贈与金額

適用時期

平成27年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税から適用

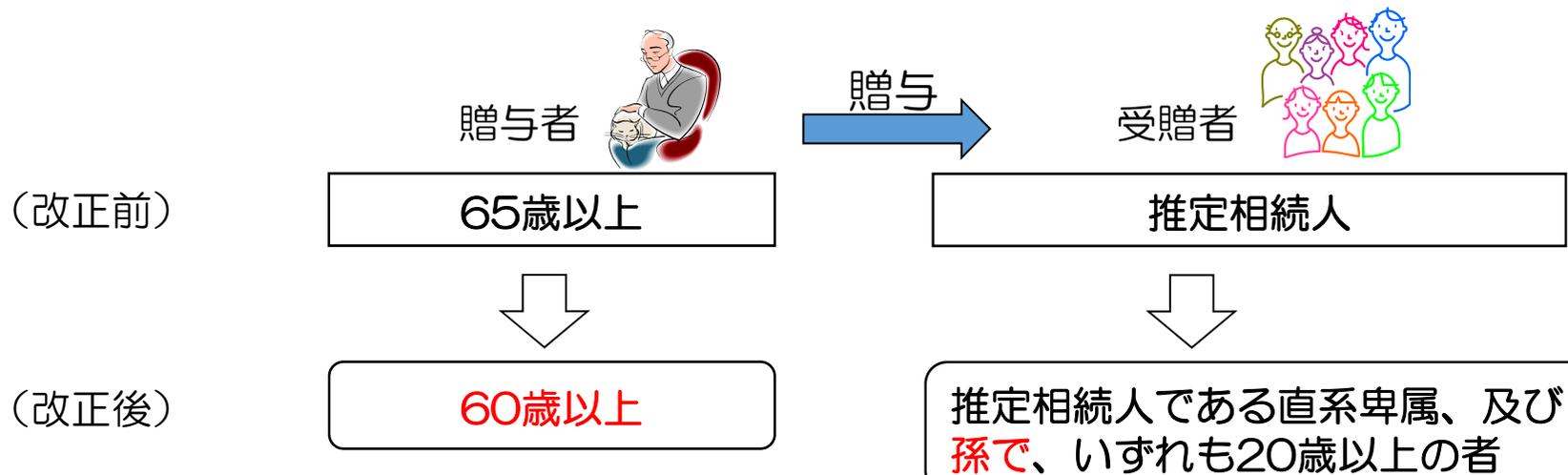
相続時精算課税制度の見直し

ポイント

相続時精算課税の適用が受けられる受贈者は贈与者の推定相続人に限定されていましたが、若年世代への財産の早期移転を促進する観点から、適用要件を緩和する見直しがおこなわれました。

改正内容

- ①受贈者の範囲に、**20歳以上である孫**（改正前 推定相続人のみ）が追加されました。
- ②贈与者の年齢要件が**60歳以上**（改正前 65歳以上）に引き下げられました。



適用時期

平成27年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税から適用

小規模宅地等の評価減の特例の見直し①

ポイント

- ①特定居住用宅地等に係る特例の特例対象面積が240㎡から330㎡に拡大
 ②特例の対象として選択する宅地等のすべてが特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等である場合には、それぞれの適用対象面積まで適用可能となりました。ただし、貸付事業用宅地等を選択する場合における適用対象面積の計算については、調整をおこないます。

改正内容

(1) 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積の拡大

【改正前】 240㎡（約72坪）⇒【改正後】 **330㎡（約100坪）**に拡大

【計算例】

被相続人自宅（330㎡ 路線価40万円）の場合

- 土地評価額 $330\text{㎡} \times 40\text{万円} = 1\text{億}3,200\text{万円}$
- 小規模宅地等の特例

【改正前】

$$240\text{㎡} \times 40\text{万円} \times 80\% = 7,680\text{万円}$$

$$\text{減額後 } 1\text{億}3,200\text{万円} - 7,680\text{万円} = 5,520\text{万円}$$

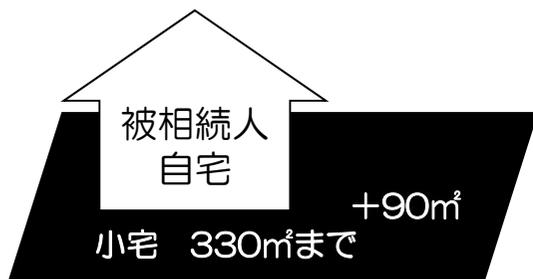
【改正後】

$$330\text{㎡} \times 40\text{万円} \times 80\% = 1\text{億}560\text{万円}$$

$$\text{減額後 } 1\text{億}3,200\text{万円} - 1\text{億}560\text{万円} = 2,640\text{万円}$$

（他の適用要件は全て満たしていると仮定）

改正前より
2,880万円の
評価減



適用時期

平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用

小規模宅地等の評価減の特例の見直し②

解 説

(2) 特例の対象として選択する宅地等の全てが特定事業用宅地等及び特定居住用宅地等である場合は、それぞれの適用対象面積まで適用可能

(ただし、貸付事業用宅地等を選択する場合は、適用限度額の調整計算を行います)

$$\begin{matrix} \text{特定同族会社事業用宅地等} \\ \text{特定事業用宅地等} \\ \text{(400㎡)} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{特定居住用宅地等} \\ \text{(330㎡)} \end{matrix} \leq \text{730㎡} \quad \text{最大730㎡まで適用可}$$

【計算例】 被相続人が中古車販売業を個人で経営していた場合

事業用の土地 (400㎡ 路線価15万円) 被相続人自宅 (330㎡ 路線価40万円)

(他の適用要件は全て満たしていると仮定)

(単位：㎡、万円)

| | 評価額(小規模宅地等の特例適用前) | 小規模宅地等の特例 | | | | | |
|-------|-------------------|-----------|---------|----------|------|----------|----------|
| | | 改正前 | | | 改正後 | | |
| | | 適用面積 | 評価減額 | 評価減後の評価額 | 適用面積 | 評価減額 | 評価減後の評価額 |
| 事業用土地 | 6,000 | 0 | 0 | 6,000 | 400 | ▲ 4,800 | 1,200 |
| 居住用土地 | 13,200 | 240 | ▲ 7,680 | 5,520 | 330 | ▲ 10,560 | 2,640 |
| 合計 | 19,200 | 240 | ▲ 7,680 | 11,520 | 730 | ▲ 15,360 | 3,840 |

⇒改正前は自宅(特定居住用宅地等)から小規模宅地等の特例の適用を受けた場合、限度面積240㎡まで適用しているため事業用土地については適用できなかったものが、改正後は適用可能となり、居住用土地の適用面積も330㎡に拡充されるため、評価減額が拡大します。

適用時期

平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用

事業承継税制①

改正内容

後継者がその会社の議決権株式等（発行済議決権株式の2/3が上限）の80%に対応する相続税の納付を猶予する制度

計画的な承継に係る取組

- 計画的な承継に係る取組を行っていることについて経済産業大臣の確認を受けている必要があります。
【改正後】大臣の確認制度の廃止
- 以下の場合には大臣確認は不要です。
 - ①施行直後（平成20年10月1日から平成22年3月31日）
 - ②被相続人が60歳未満の場合
 - ③相続人が公正証書遺言により取得する株式を合わせると、発行済議決権株式総数の50%超を有する場合

相続人の要件

- 会社の代表者であること
- 被相続人の親族であること
【改正後】親族外も可
- 相続人と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主となる場合に該当する必要があります。

事業継続の要件

（出典）中小企業庁省の資料を修正

- 5年間、
 - ・代表者であること
 - ・毎年雇用の80%以上を維持
- 【改正後】5年間の平均で80%を維持**
- 80%未満による取消しでも延納・物納も可**
- ・相続した対象株式の継続保有に該当する必要があります。

雇用については、厚生年金保険及び健康保険加入者をベースに算定します。（「パート」等の非正規社員は除きます）

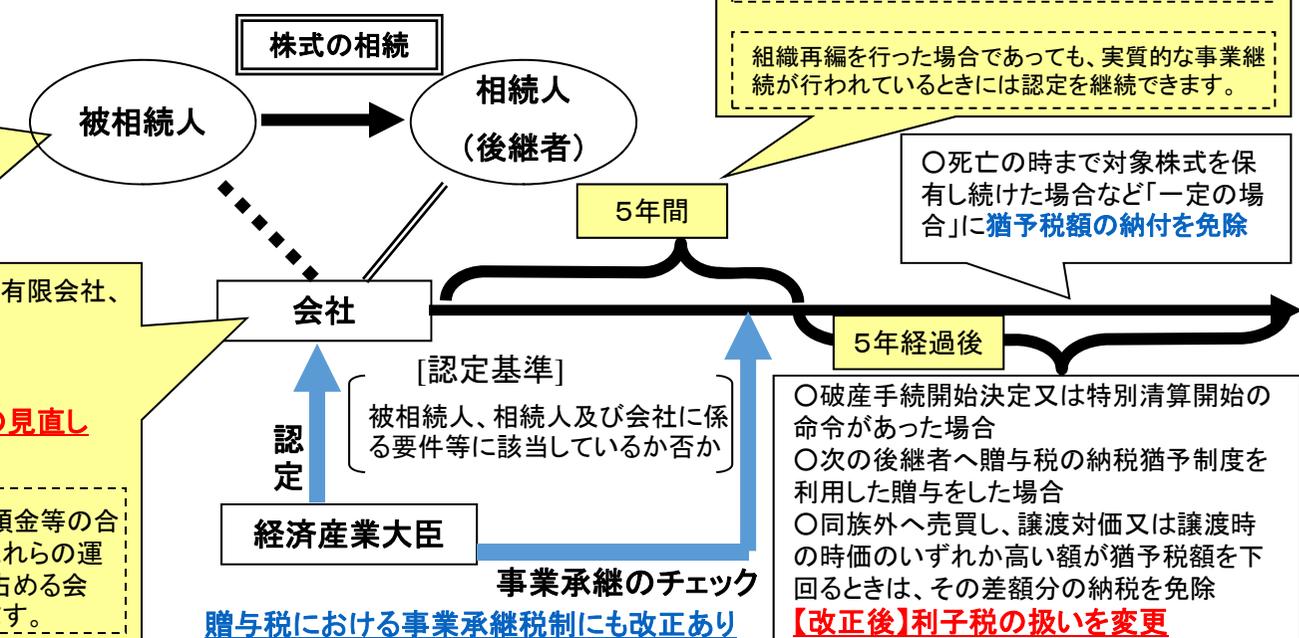
組織再編を行った場合であっても、実質的な事業継続が行われているときには認定を継続できます。

被相続人の要件

- 会社の代表者であったこと
- 被相続人と同族関係者で発行済議決権株式総数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主であったことに該当する必要があります。

認定対象会社の要件

- 中小企業基本法の中小企業であること（特例有限会社、持分会社も対象）
 - 非上場会社であること
 - 資産管理会社ではないこと**【改正後】範囲の見直し**等に該当する必要があります。
- 「資産管理会社」とは、「有価証券、不動産、現預金等の合計額が総資産額の70%を占める会社」及び「これらの運用収入の合計額が総収入金額の75%以上を占める会社」です。ただし、事業実態のある会社は除きます。

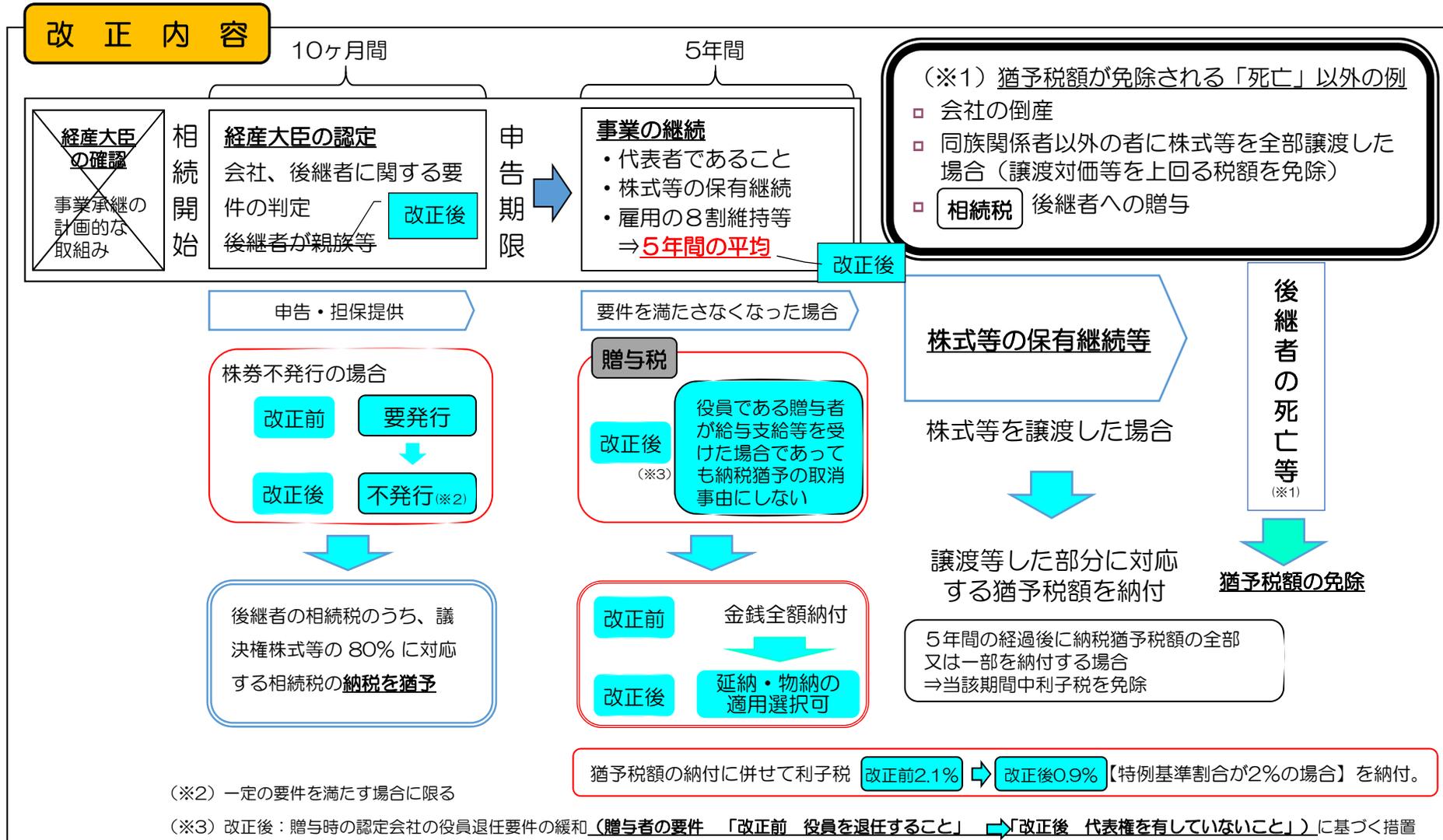


○死亡の時まで対象株式を保有し続けた場合など「一定の場合」に**猶予税額の納付を免除**

- 破産手続開始決定又は特別清算開始の命令があった場合
- 次の後継者へ贈与税の納税猶予制度を利用した贈与をした場合
- 同族外へ売買し、譲渡対価又は譲渡時の時価のいずれかが高い額が猶予税額を下回るときは、その差額分の納税を免除
- 【改正後】利子税の扱いを変更**

贈与税における事業承継税制にも改正あり

事業承継税制②



適用時期

平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用

事業承継税制③

改正内容

特例創設要件

民事再生計画の認可決定等があった場合、その時点における株式等の価額に基づき納税猶予税額を再計算し、その再計算後の納税猶予税額について、納税猶予が継続されました。

納税猶予税額の計算

- (イ) 被相続人の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、非上場株式等以外の財産の価額から控除することになりました。
- (ロ) 資産保有型会社・資産運用型会社に該当する認定会社等を通じて上場株式等（1銘柄につき、発行済株式等の総数等の100分の3以上）を保有する場合には、納税猶予税額の計算上、その上場株式等相当額を算入しないことになりました。

適用対象となる資産保有型会社・資産運用型会社の要件

適用対象となる資産保有型会社・資産運用型会社の要件について、次のとおり所要の見直しが行われました。

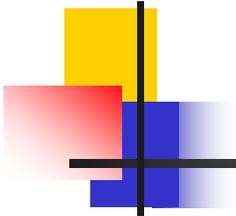
- イ 常時使用従業員数が5人以上であることとする要件は、経営承継相続人等と生計を一にする親族以外の従業員数で判定。
- ロ 商品の販売・貸付け等を行っていることとする要件について、経営承継相続人等の同族関係者等に対する貸付けを除外。

納税猶予の取消事由

納税猶予の取消事由である「総収入金額が零となった場合」について、総収入金額の範囲から営業外収益及び特別利益を除外されました。

適用時期

平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用（経過措置あり）



平成27年度税制改正冊子作成委員会

平成27年度税制改正冊子作成委員会

東京 朝日税理士法人

作成担当者

- 〔本 部〕 石田夏子、大黒裕子、小澤純一、栗原有加、柴田隆平、高尾英一、高橋秀平、田中久計、
東山秀之、松山浩也、三世川知生、森英亮、渡辺修平
- 〔城 南〕 秋田大策、江渡美紀、岡本有晃、沖敦、金子勲、蔵方賢治、古閑俊郎、小坂光重、小柴徹久、
島原由佳、関伸一郎、高橋学、田村昌幸、土田道太、戸出悟、中村能之、中山伊知郎、
二和田裕章、間所光洋、安井尚史
- 〔神奈川〕 中村浩之、百武美和子

事 務 局

- 〔本 部〕 長谷川ルリ子
- 〔城 南〕 木屋正樹、松原喜一郎、小林浩二

連 絡 先

- 〔本 部〕 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階
Tel 03-3556-6000 担当 長谷川ルリ子
- 〔城 南〕 東京都世田谷区玉川台2-3-20
Tel 03-3700-3331 担当 木屋正樹・松原喜一郎・小林浩二

本資料は、平成26年12月30日に公表された「平成27年度税制改正大綱」及び税制調査会等の資料等を基に、平成27年度の予定される税制改正の内容を解説したものです。改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容には正確を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性・網羅性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等をおこなうときは、必ず事前に顧問税理士等の専門家に相談してください。また、資料の出典については、出典先の資料をそのまま使ったケースと一部に加筆修正したケースがあります。